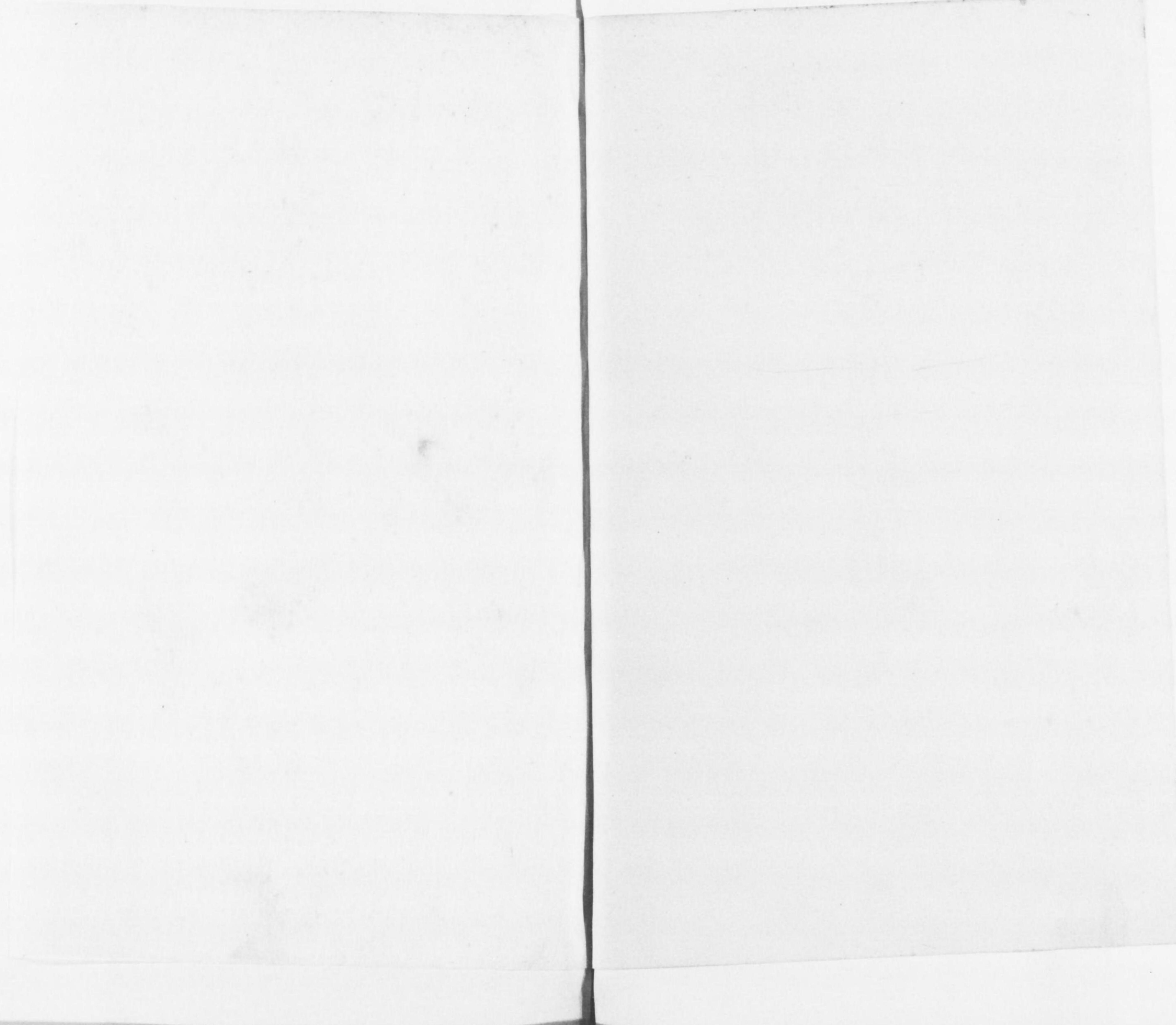


始



556





近世日本
國民史

幕府瓦解期に入る





坂本龍馬肖像

幕府瓦解期に入る刊行に就て

幕府の瓦解を促がしたるには、各種各般の錯綜したる理由、若しくは事情がある。然も其中に於て、最も注意すべきは、薩藩の向背である。詳かに云へば薩藩が會藩と絶つて、長藩と結んだのは、殆ど幕府に對する致命的の打撃であつた。然も是れほどの一大事を幕府の當局者は、果して氣附きたる乎、氣附かなかつた乎。何れにしても空々寂々として看過したるは、如何にも徳川家康以來、近世的政治家の淵藪とも云ふ可き幕府としては、情けなき次第だ。

* * * * *

世が末期となれば、政治家の粒も細小となる。彼等は末梢神經のみ鋭敏に働らき、瑣細の事には能く氣が廻はり、手が動くが、驚天動地の素因たる大動機には、却て目ありて視ず、耳ありて聞かざるの情態である。乃ち幕末の幕府當局者も、其の通りであつた。彼等は能く秋毫の末を察するも、遂ひに大暗礁の眼前に横

はるを看過し去つた。

* * * * *

薩藩獨自の立場堅持

癸丑甲寅以來、薩藩は殆んど獨自一己の立場を堅持して、敢て之を失墜せざらんことを勗めた。當時の中心勢力は水戸であり、やがて水戸に對する勢力は、井伊であつた。然も薩藩は水戸とは不即不離の間にありて、決して水戸勢力の範疇の裡に入るを肯んじなかつた。水戸且つ然り、矧んや井伊をやだ。但だ當時に於ては腐りても飼で、幕府の勢力猶ほ天下を支配するに足るものあるを認め、自から進んで之と結んだ、嶋津齊彬の徳川將軍家定に、其の養女を娉せしむるに努力したるは、是の爲めだ。而してその結婚政策は、首尾克く成就した。從つて幕府の是れが爲めに得たる利益は、假令皆無とせざるも、薩の所得は、それに幾十百倍したるや、未だ知る可からざるものがあつた。徳川家の親類となりたる薩藩は、徳川家に少しく與へて多くを得た。而して其の獲物の第一は、自由行動であつた。他藩は申す迄もなく、幕府の大小吏僚も、假令薩藩の行動が目に餘る

ものありとも、到底之を監視し、之を牽掣し、之を戒飭し、之を反省せしむる事は出來なかつた。云はゞ、薩藩は徳川將軍より聟引出物として、其の最も目欲しき物を獲得した。

* * * * *

薩藩の幕府に對する態度は、歲月と與に變遷した。嘉永安政間は、幕府を尙ほ或物として視た。萬延、文久、元治に到りては、漸次に是れが減少した。慶應の初期から末期にかけては、殆んど是れが皆無に庶かつた。而して此際に於て薩藩は百八十度の一大廻轉を、一藩としての外交上に來たした。是れは、第一は會津と絶つたことだ。第二は長州と結んだことだ。

薩藩の尊皇は、齊彬以前は姑らく措き、齊彬に至りて大いに昭著となつた。齊彬は天下大勢の歸趨を洞察した。而して彼は躬から皇政復古を即時即刻に實行す可く企つるには、餘りに政治家の機能が多量にあつたが、同時にまた早晚此の如くなる可き時勢を豫見するだけの活眼の持主であつた。

立藩長の對

當時薩藩の藩是は、公武合體を主として、薩藩自身が其の總支配人たらんことを期するにあつた。而してその眼前に横はる邪魔物は、申す迄もなく、長藩であつた。薩藩の眼中から見れば、薩藩の獵場を荒らすものは、長藩であつた。薩藩の經綸を妨害し、是れをして實行する能はざらしめんとしたる者は、長藩であつた。薩長の反目は、翅だに兩雄竝び立たざるばかりでなく、其の政見に於て、大なる相違があつた。長は藩是として、寧ろ討幕に傾いた。薩は藩是として、寧ろ公武一體に傾いた。

俳諧會の關

薩と會とは何故に提携したる乎。是れは只だ長藩なる一の對象あるが爲めだ。長藩を叩く爲めには、薩も會津の鞭を必要とした。薩人から見れば、會津は長藩を狩る獵犬の役目を勤めたるに過ぎなかつた。正直なる會津人士は、是れが何時までも繼續するものと信じた。會津は薩藩と合體せざるまでも、互に相ひ呼

應して、公武合體の堅實なる局面を打出す可き友藩視して居た。然るに薩藩にては、今更ら會津と連合するが如きは、千斤の挽臼を腰にして走るが如く、これほど厄介物は無しと認めた。されば、薩藩と會藩と戮協して、長州勢を畿甸より追ひ拂うたる以後は、斷然會津と手を分ち、獨自一己の立場に立ち返つた。

薩藩の眞面目

薩藩大久保一藏が、會藩外島機兵衛との應接——參照本文第十三章——が、餘りに露骨に薩藩の現金主義を暴白したるが如きも、是れが本來薩藩の眞面目だ。薩藩は會津藩の如く、當初から忠誠なる幕府の擁護者でもなければ、同情者でも無かつた。薩藩の眼底には、幕府も、會藩も、その目的を達成する道具に過ぎなかつた。されば其の目的を達したる後に於て、會津が秋扇の如く、薩藩から見離されたるも、決して不思議では無い。但だ、我等は會藩の爲めに、己を以て他を料り、何時迄も道連れであると心得たるの、餘りに正直過ぎたるを憐れまねばならぬ。會津は愚だ。然も直だ。

會津と手を分ちて、本來の獨自一己の姿に立返るまでは、先づ有り得可きこととするも、それがやがて從來の政敵であつた長と提携したるに到りては、是れ實に暗中の大飛躍にして、薩に取りては非常なる離れ業と云はねばならぬ。然も如何に薩が自力を恃めばとて、獨力もて天下を幕府と争ふには、幕府は尙ほ餘りに有力であつた。薩人は理想家でなく、現實家だ。當時三百餘藩の中、幕府に對して盾を衝き得可きものは、長を除いて他に何ものも無かつた。長は第一に、薩、會、越其他の連合軍に擊たれて、京都より潰走した。長は第二に幕府が征長の天下の兵を動かしたるに際して、西郷吉之助等の居仲周旋の爲めに、恭順、降伏の實を示した。三大夫の首級を出し、主謀者、責任者を處刑し、山口城を壞し、藩主父子は城を出で、閉居した。然るに幕府は尙ほ、是れにて足れりとせず、更らに再征の兵を擧げた。而して長藩は長防二州焦土となるも、誓つて無名の師には叩頭せざる可きの決心を示した。

薩長連合

薩にして、若し回天の大業に志ありとせば、好むも好まざるも、長と結ぶの他に、奇策もなければ妙案もない。若し此際萬一薩が袖手傍観せん乎、長にして志を得ば、薩は固より其の下風に就かねばならぬ。幕にして志を得ば、長の後に、幕の手は必らずや薩に及ばむ。所謂る唇亡ぶれば齒寒しとは、此事だ。されば薩長連合は、單に長のみに必要では無かつた。長に取りては固より生死の問題であつた。若し薩の援なんくば、長の孤軍奮闘も、終には其の甲斐なきに到らんも未だ知る可からずだ。されど同時に、薩に取りても、決して存亡の問題でないとは斷言出來なかつた。

略薩人の機

薩長の聯合には、坂本、中岡、其他の仲介者の功勞の偉大なることは爭はれない。然も如何に媒酌人の口上が美を極め善を極むるも、若し双方に其の下心無きに於ては、到底之を動かすことも不可能だ。長州は古より中國人の律儀と稱し

て、其の面子を重んずる點に於ては、寧ろ鋭敏に過ぎて、神經的であつた。されば假令喉から手が出るほど欲しきも、長より先づ手を指し出すことは、絶対不可能であつた。されば、薩長連合は、薩人にして其意無き限りは、百の坂本あり、千の中岡あるも、とても實現は出來ざるものとせねばならぬ。此に於て我等は、薩人の機略を見、薩人の老猾を見、薩人の大量を見、薩人の執一の見に拘泥せずして、能く眼前政治の活機を擗むの眼快手敏を見る。

昭和十三年二月初七 東京民友社樓上に於て。時に

蘇峰 七十六叟

例 言

一本篇は修史第二期孝明天皇時代第二十九冊、織、豊、徳以來通算第五十八冊。現在第五十九冊「倒幕勢力の擡頭」第六十冊「長州再征篇」第六十一冊「孝明天皇御宇終篇」を稿了し、更らに明治天皇御宇史第一冊通計第六十二冊「孝明天皇崩御後の形勢」第二冊「新政曙光篇」第三冊「大政返上篇」第四冊「皇政復古篇」第五冊「皇政一新篇」第六冊「官軍東軍交戦篇」第七冊「官軍東下篇」第八冊「新政内外篇」第九冊「關東征戰篇」通計七十冊を稿了し、今や明治天皇御宇史第十冊「奥羽和戰篇」を、殆んど完結せんとす。

一本篇「幕府瓦解期に入る」は昭和十年五月二十一日起稿、同年八月八日脱稿。予は本年より毎年五冊宛、爾後六個年にて三十冊を脱稿し、予八十一歳には、通計一百冊を完成す可く計畫を定めた。一百冊にて、果して明治幾年に達す可き乎を知る可からざるも、餘生と餘力とあらば、更らに明治天皇御

例　　言

二

字史の結末に至るを期す。

一　　本書の編纂、校正一切前例に據る。

昭和十三年二月初九　大森山王草堂梅花數點
方さに清香を吐かんとする書牋の邊に於て

蘇峰七十六叟

近世日本 民史　幕府瓦解期に入る　目次

第一章　外艦兵庫開港を迫る

- 一　空々寂々の幕府……………
- 二　外艦攝海に迫る……………
- 三　運動の張本人……………

幕府載蛇〔一〕防長諸隊の蹶起〔二〕薩長聯合の便宜〔三〕西郷の幕府見限り〔三〕
大久保また見限り〔三〕幕府自ら墓穴を掘る〔四〕收拾困難根本原因〔五〕

幕府自身の立場〔五〕兵庫開港問題由來〔六〕開港市延期申出〔六〕延期承諾〔七〕
延期代償〔七〕四國軍艦兵庫入港〔七〕彼等の申分〔八〕幕府に対する大打撃〔八〕

バーカス來任〔九〕バーカスの日本認識〔一〇〕バーカスの薩長親睦〔一一〕條約承認の必須〔一二〕バーカスの主張〔一二〕幕府瓦解を洞察〔一三〕

目　　次

九

四 外艦攝海に闖入す

幕閣の沮止運動〔一四〕 パークス横濱發〔一四〕 兵庫に入る〔一五〕 大阪町奉行應接〔一五〕 開港を幕に迫る〔一六〕 所司代奏聞〔一六〕

五 佛國公使レオン・ロツシユの意見書(一)

カションロ述〔一八〕 口達書〔一九〕 征長遅延の不可〔一九〕 幕府に果斷政策懲通〔一九〕 泰平を禱するもの〔二〇〕 條約尊重の要〔二〇〕 英政府の存意〔二一〕 幕府條約實行の要〔二一〕

六 佛國公使レオン・ロツシユの意見書(二)

戰端開始の禍〔二二〕 日本の武備未整〔二二〕 馬關砲擊一件〔二三〕 英使上阪沮止不能〔二三〕 ロツシユ英使同行の存意〔二四〕 止むなくば協同動作〔二四〕 條約勅許の急要〔二五〕 親睦は富強を來す〔二五〕 日本諸侯の開港準備〔二六〕

第二章 征長勅許

七 将軍は何の爲めに入洛したる乎

一九

征長勅許を得んが爲〔二九〕 その反対運動〔三〇〕 朝廷内の兩派〔三〇〕 薩藩士の諸侯會議策〔三一〕 一會衆の反對〔三一〕 貲否爭論〔三一〕 薩藩反対運動無効〔三二〕

八 當時の形勢に對する大久保の觀察

西郷大久保の運動〔三三〕 西郷の在京周旋〔三三〕 大久保入京〔三四〕 大久保の時事觀察〔三四〕 幕威益々薄し〔三四〕 進發之基〔三五〕 開國強兵の要〔三六〕

九 當時の形勢に對する西郷の觀察

大阪些勤立〔三七〕 幕府出兵命令行はれず〔三八〕 戰争尾が取れず〔三八〕 幕府拙策〔三九〕 五卿護衛兵派出の議〔三九〕 筑前的情實〔四〇〕 派遣人選の要〔四〇〕

一〇 諸侯招集に關する西郷の意見

外艦闖入豫測〔四一〕 外艦情勢探知を欲す〔四一〕 陸側の疑惑〔四一〕 將軍參内延期の疑〔四三〕 公論決定の要〔四三〕 大久保運動無効〔四五〕

一一 大久保の猛運動(一)

再征長勅諭下賜〔四五〕 大久保猛起〔四五〕 事實幕府の勝利〔四五〕 近衛内書を下さる〔四六〕 大久保尹宮參殿〔四六〕 大久保言上〔四七〕 尹宮御返答〔四七〕 進兵の趣意〔四八〕 勅諭降下内實決定〔四九〕

一一 大久保の猛運動(二)
幕府の朝廷蔑視〔四九〕 追討名義無し〔五〇〕 非義の勅命〔五一〕 天下悉く長州たらば如何〔五一〕 言上私意を挾まず〔五二〕 尹宮御嘆息〔五二〕 二條家への添書下賜〔五三〕

一二 大久保の猛運動(三)
二條關白拜謁〔五四〕 關白御沙汰〔五四〕 大久保言上〔五五〕 關白御申聞〔五五〕 大久保辯駁〔五七〕 關白の立場〔五七〕

一三 大久保の猛運動(四)
幕府奉命〔五八〕 幕府の観意背反〔五八〕 幕の私聞〔五九〕 征討勅許の不可〔五九〕 昨冬寛大的當然〔六〇〕 時世に依る輕重の取捨〔六〇〕 關白閉口〔六〇〕 關白質問〔六一〕 關白の配慮〔六一〕

註 鎮攘論轉じて倒幕政略となる〔開國大勢史〕
六二

幕府奉命〔五八〕 幕府の観意背反〔五八〕 幕の私聞〔五九〕 征討勅許の不可〔五九〕 昨冬寛大的當然〔六〇〕 時世に依る輕重の取捨〔六〇〕 關白閉口〔六〇〕 關

白質問〔六一〕 關白の配慮〔六一〕

註 鎮攘論轉じて倒幕政略となる〔開國大勢史〕
六二

一四 大久保の猛運動(四)
大久保解説〔六三〕 關白の職責強調〔六四〕 關白遁辭〔六四〕 關白頂頭に一針〔六五〕 中川宮御挨拶〔六五〕 關白釋明〔六六〕 大久保挨拶〔六六〕 大久保努力〔六七〕

一五 大久保の猛運動(五)
大久保解説〔六三〕 關白の職責強調〔六四〕 關白遁辭〔六四〕 關白頂頭に一針〔六五〕 中川宮御挨拶〔六五〕 關白釋明〔六六〕 大久保挨拶〔六六〕 大久保努力〔六七〕

一六 相手側から見たる大久保の猛運動
一會桑の憤激〔六八〕 大久保中川宮參殿〔六九〕 大久保早々退去〔六九〕 朝彦親王物語り〔七〇〕 大久保進言の強硬〔七〇〕 關白動かさる〔七一〕 一橋激怒〔七一〕

一七 将軍參内して征長の勅許を得
將軍參内〔七二〕 參内狀況〔七三〕 將軍隨行者〔七四〕 將軍奏狀〔七四〕 最後一節の文言〔七五〕 勅許書〔七六〕

第三章 開港一時延期
一八 攝海闖入の外人と最初の應對
七七

大阪町奉行の往訪〔七七〕 その問答〔七七〕 外國來航目的尋問〔七八〕 小笠原壹
岐に面會申入〔七九〕 應接場所〔八〇〕 小笠原刑部に面會要求〔八一〕 小笠原老
中再任〔八二〕

一九 英國公使等幕閣に急迫す

八三

在京諸藩士激昂〔八三〕 阿部老中外使と會見〔八三〕 外使五箇條提出〔八四〕 廉
喜下阪を促がす〔八五〕 同じく在阪閑老の書〔八六〕 廉喜下阪決定〔八七〕

二〇 一橋慶喜下阪

八七

慶喜下阪〔八八〕 既に要求許容〔八八〕 大阪城中再議〔八九〕 延期申入〔九〇〕
京都大驚愕〔九〇〕 波瀬重起〔九一〕

二一 延期の再議に就て會津側の所記

九一

延期承諾次第〔九一〕 井上元七郎を遣る〔九一〕 元七郎強説〔九二〕 延期承諾〔九
二〕 其理由〔九三〕 其の眞偽〔九三〕 慶喜阿部松前を詰る〔九四〕 慶喜歸京〔九
四〕

二二 一橋慶喜側の記事

九五

第四章 將軍辭職問題

二三 大阪城中評議一變

一〇一

立花田澤等派遣〔九五〕 立花談判〔九五〕 英佛公使承諾〔九六〕 井上英使を勧か
す〔九六〕 阿部松前屏居〔九七〕 井上獨自の意氣〔九八〕
註 開港延期申入れに就き慶喜談話〔昔夢會筆記〕 一〇一

對内的錯綜〔一〇一〕 慶喜閑老に與ふる書〔一〇一〕 歸京上言の虚妄〔一〇一〕
將軍不信の難〔一〇三〕 右一事の重要〔一〇三〕 閑外人招致の説〔一〇四〕 幕
吏の機會利用策〔一〇四〕

二四 朝議と阿部、松前の二閣老

一〇五

朝廷の阿部松前處分評定〔一〇五〕 容保辭職提出〔一〇六〕 黒川朝彦親王に報告
〔一〇六〕 公武會議〔一〇七〕 廷臣意氣込猛烈〔一〇七〕 大阪模様變り〔一〇八〕
諸藩召問題否決〔一〇八〕 豊後伊豆處分決定〔一〇九〕

二五 將軍家茂辭表を提出す

一〇九

- 豊後伊豆宣達書〔一一〇〕 幕府奉答書〔一一〇〕 別紙〔一一一〕 大阪城中の形勢
〔一一一〕 大阪城中の狼狽〔一一二〕 将軍辭職の議〔一一三〕 幕閣の憤懣〔一一三〕
將軍家茂の辭表及別紙……………一一四
將軍辭表〔一一四〕 別紙〔一一五〕 従來の開國方針〔一一五〕 當今急務〔一一六〕
無謀干戈の不可〔一一六〕 條約勅許の要〔一一七〕 勅許千萬懇願〔一一七〕 尾州
玄同上京〔一一八〕

二六 將軍家茂の辭表及別紙

將軍辭表〔一一四〕別紙〔一一五〕從來の開國方針〔一一五〕當今の急務〔一一六〕無謀干戈の不可〔一一六〕條約勅許の要〔一一七〕勅許千萬懇願〔一一七〕尾州玄同上京〔一一八〕

二十一
貝州立同小空厥其行

將軍此處發表〔一一九〕 橋會樂の驚き〔一一九〕 廣喜下關〔一一九〕 丹州主同
會ふ〔一二〇〕 容保の心配〔一二一〕 伏見會見〔一二二〕 小笠原大意を告ぐ〔一
二三〕 容保茫然自失〔一二三〕

朝廷評議模樣〔一一三〕 玄同關白訪問〔一一三〕

勅書傳達〔一二七〕

1000

二九 將軍家茂一條城に入る……………一二八

將軍伏見に方る〔一二八〕 稲會葉將軍を説く〔一二九〕 將軍東郷中止〔一二九〕
慶喜家茂會談狀況〔一三〇〕 家茂實を語る〔一三〇〕 幕閣捨身の策〔一三一〕

第三章 俗文化語彙

三〇 條約勅許の經緯 (一)

三一 條約勅許の經緯 (二)

橋會桑等の奏請〔一三六〕 珠更兵庫開港を避く〔一三七〕 諸藩士會議〔一三八〕

三二 條約勅許の經緯 (三)

小笠原壹岐守意見〔一四〇〕 蘭州藩士意見〔一四一〕 尹宮幕府委任說〔一四二〕

目次

尹宮勅許奏請〔一四二〕 勅書〔一四二〕 将軍に勅書下賜〔一四三〕 同第二〔一四三〕
勅許通告〔一四四〕

三三 朝彦親王側の記事(一) 一四五

註 松平容保の盡力〔京都守護職始末〕

將軍上京決定〔一四五〕 幕藩側諸藩運動〔一四六〕 武家申出個條〔一四七〕 朝廷
評議〔一四七〕 朝議行詰り〔一四八〕 朝議天明に及ぶ〔一四八〕 朝議錯綜〔一四
九〕

三四 朝彦親王側の記事(二) 一四五

大原を召す〔一四九〕 大原派遣治定〔一五〇〕 一應慶喜に命ずるの要〔一五〇〕
大原下阪困難〔一五一〕 諸藩士召集〔一五二〕 薩士非藏人口に至る〔一五二〕 一
以下流涙言上〔一五三〕 條約許容〔一五三〕 内府不存朝憲〔一五三〕

第六章 條約勅許を廻る薩藩の運動

三五 事件の渦中に於ける薩藩の運動(一) 一五五

西郷の運動〔一五五〕 大久保福井に赴く〔一五五〕 大久保歸京後の形勢〔一五六〕
内府へ參戻〔一五七〕 朝廷徹夜評議〔一五七〕 大久保の底意〔一五八〕

三六 事件の渦中に於ける薩藩の運動(二) 一五九

大久保西郷宛狀〔一五九〕 将軍辭表提出〔一五九〕 将軍東下沮止〔一六〇〕 朝廷
評議〔一六〇〕 将軍入京決定〔一六一〕 内府援助を求む〔一六一〕

三七 事件の渦中に於ける薩藩の運動(三) 一六一

近衛御沙汰の事柄〔一六三〕 薩藩内評意見〔一六三〕 右意見採用〔一六四〕 大久
保大原に演説〔一六四〕 大原決心〔一六五〕 異論起る〔一六五〕 尹宮御懸計〔一
六六〕 一橋強硬〔一六六〕

三八 事件の渦中に於ける薩藩の運動(四) 一六七

傳奏の存慮御尋〔一六七〕 旗本の士の不平〔一六七〕 一橋邸打入の決心〔一六八〕
春嶽引還〔一六九〕 轉變無究〔一六九〕 麗喜猜疑さる〔一七〇〕

註 條約勅許の次第〔原忠成日記〕 一七一

第七章 幕吏の談判

三九 英國公使バークスとの問答 一七三

對外人談判(一七三) 松平宗秀兵庫に赴く(一七三) 佛人カシヨンに會す(一七四) バークスに面會(一七四) 勅許通告(一七五) バークス激怒(一七五) 山口駿河守釋明(一七六)

四〇 佛國公使の調停 一七七
ロツシユの態度(一七七) 山口駿河守ロツシユを説く(一七七) 山口駿河守(一七八) 佛使一策(一七八) 書簡作製(一七九) 外艦退去決定(一七九)

四一 山口駿河守の後日譚(一) 一八〇
山口の苦心(一八〇) 阿部御役御免(一八一) 兵庫大阪不許可(一八二) 外船に赴く(一八二) シーボルトと會見(一八三) 松平宗秀に會す(一八三)

四二 山口駿河守の後日譚(二) 一八四

四三 山口駿河守の後日譚(三) 一八九

宗秀一切不案内(一八四) 小笠原來らぞ(一八五) 山口松平問答(一八六) 英本船に至る(一八六) バークスと會談(一八七) バークス大に怒る(一八七) 山口バークスを詰る(一八七) バークス慣用手段(一八八)

四四 英國公使バークスの報告(一) 一九五

バークス報告書(一九五) 大阪沖投錨(一九五) 小笠原守岐守來艦(一九六) 會見日約定(一九六) 會見延期(一九六) 阿部豊後來艦(一九七) バークス失望(一九七) 阿部再會見延期(一九八)

四五 英國公使バークスの報告(二) 一九九

立花田澤来る(一九九) 示威運動の效果(二〇〇) 阿部松前龍免(二〇〇) 大阪

市民激昂〔二〇一〕 山口來る〔一〇一〕 片影外人の眼に映す〔一〇一〕

四六 英國公使バークスの報告〔三〕

一一〇

山口バーカス會見〔二〇二〕 バーカスの意見書提出〔二〇三〕 談判要旨〔一〇三〕
 開港償金交換問題〔一〇四〕 日本償金支拂を欲す〔一〇四〕 關稅改正問題〔一〇五〕
 宣旨提示〔二〇五〕 報告書の懸引〔二〇五〕

四七 英國公使バークスの報告〔四〕

一一〇六

談判の結果〔二〇六〕 兵庫開港問題の重大〔二〇七〕 條約勅許の價値〔一〇七〕
 將軍舉兵入京〔二〇八〕 艦隊運動の效果〔二〇九〕 外交勝利の原因〔二〇九〕

四八 サトウの側面觀〔一〕

一一〇

サトウの記錄〔二一〇〕 批准發案者〔二一〇〕 バーカスの企圖〔二一一〕 聯合艦
 隊編成〔二一二〕 開港要求〔二一二〕 最後通牒評判〔二一三〕 水野來訪〔二一三〕

四九 サトウの側面觀〔二〕

一一四

艦隊の行動〔二一四〕 艦隊碇繋〔二一五〕 艦員上陸〔二一五〕 好意を表せらる〔二

一六〕 幕府の舊制維持策〔二一六〕 居留地撰定踏査〔二一七〕 サトウ大阪に赴く
 〔二一七〕 途中より歸還〔二一八〕**五〇 サトウの側面觀〔三〕**

一一八

英陸長の親み始め〔二一八〕 有川の來訪〔二一九〕 有川の船訪問〔二一九〕 再訪
 西郷に會ふ〔二二〇〕 西郷の眼〔二二〇〕 阿部の佛公使訪問〔二二一〕 延期申出
 承諾〔二二二〕

五一 サトウの側面觀〔四〕

一一三

京都進撃の不可能〔二二三〕 會津細川の兵來訪〔二二三〕 會肥聯合〔二二四〕 再
 び立花來訪〔二二五〕 直接將軍に要求〔二二五〕 將軍抑留の噂〔二二六〕

五二 サトウの側面觀〔五〕

一一六

騒動の豫示〔二二六〕 艦隊大阪に向ふ〔二二七〕 宗秀外使談判〔二二七〕 二箇條
 獲得〔二二八〕 謀嘗到達〔二二八〕 談判成立〔二二八〕 外國の喜び〔二二九〕

第九章 將軍家茂の辭表撤回

一一三

五三 談判の表裏 一一三一

山口謀書本文〔一三一〕 外使喜びの當然〔一三二〕 主上御沙汰〔一三三〕 御沙汰
書との異同〔一三三〕 幕更小策〔二三三〕 故慮御惱み〔二三四〕

五四 事件に對する山階宮と中川宮 一一三五

山階宮御意見〔二三五〕 宮の春嶽冠狀〔二三五〕 象山の影響〔二三六〕 中川宮の
辭表提出〔二三六〕 宮辭表の一動機〔二三七〕 更に御憤慨の箇條〔二三七〕 會藩
宮辭表撤回願望〔二三八〕 松平容保會見〔二三九〕 辞表撤回〔二三九〕

五五 幕府側薩長側相互の邪推 一一四〇

相互邪推〔二四〇〕 幕府陸長を延ふ〔二四〇〕 當らざるに非ず〔二四一〕 幕府四
國通謀說〔二四一〕 阿部外人と默契か〔二四二〕 薩英通謀說〔二四三〕

五六 內外勢力の三角干係 一一四四

三角關係生ず〔二四四〕 四角關係となる〔二四五〕 暗鬼背後の事實〔二四五〕 大
君雍蔽〔二四五〕 閑老姦謀說〔二四六〕 奸謀絕無に非ず〔二四六〕 一種の郡縣論
〔二四七〕 外勢利用傾向〔二四七〕

五七 将軍家茂辭職を思ひ止まる 一一四八

將軍受書〔二四八〕 東歸中止諭達〔二四九〕 辞表反對者の喜び〔二四九〕 向山禁
錮〔二五〇〕 江戸城大奥の驚き〔二五〇〕 侍臣の辭職反對〔二五一〕

五八 将軍辭職思ひ止まりに就ての論評 一一五二

山口泉處の論〔二五二〕 朝廷側の觀察〔二五二〕 辞職決行後の形勢豫測〔二五三〕
福地源一郎觀察〔二五四〕 朝廷幕閣進退に干涉〔二五四〕 將軍辭職決議〔二五四〕
辭職不許容〔二五五〕 諫諍の臣無し〔二五六〕

五九 一橋慶喜對幕府 一一五六

幕臣慶喜を猜疑〔二五六〕 朝廷慶喜賞典の議〔二五七〕 慶喜一切辭退〔二五七〕
慶喜家臣また反対〔二五八〕 幕府神璽を懼ます〔二五九〕 問題落著〔二六〇〕

六〇 将軍家茂の參内及下阪 一一六〇

將軍參内せず〔二六一〕 賀陽宮將軍參内希望〔二六一〕 上田久兵衛運動〔二六一〕
會肥兩藩斡旋〔二六二〕 將軍參内決定〔二六三〕 參内模様〔二六三〕 將軍言上及

び勅答〔二六四〕 將軍諱代大名諭告〔二六五〕 布衣以上に諭告〔二六五〕

初會見〔二六七〕 宍戸藝藩士挨拶〔二六七〕 大小監察出席〔二六八〕 幕藝吏席次
〔二六八〕 備後助著座〔二六九〕 會見長時間〔二六九〕 備後助退席〔二六九〕 離接席略圖〔二七〇〕 作法嚴格〔二七〇〕 應接顛末錄上〔二七一〕

註 幕府征長の氣勢〔幕府衰亡論〕

幕府征長の氣勢〔幕府衰亡論〕

六一 國泰寺に於ける幕長代表者の會見

六一 國泰寺に於ける幕長代表者の會見

一六七

六二 幕長代表者問答概記(一)

一七二

六三 幕長代表者問答概記(二)

一七七

顛末錄本文〔二七二〕 第一問〔二七三〕 宍戸辯疏〔二七三〕 第二問〔二七三〕 宍戸答辯〔二七四〕 第三問〔二七五〕 辭問

英人との關係に就き〔二七七〕 蒸氣船賣拂問題〔二七八〕 右答辯〔二七八〕 離間の風説〔二七九〕 圖々しき答辯〔二八〇〕 銀砲買入〔二八〇〕 右答辯〔二八〇〕

六四 幕長代表者問答概記(三)

一八一

七卿へ贈物の件〔二八一〕 右答辯〔二八二〕 山と問へば川〔二八二〕 七卿滞留の辯疏〔二八三〕 家老出坂延引の事〔二八四〕 右答辯〔二八四〕 堅白異同の辯〔二八五〕

第十一章 國泰寺會談の内容

一八七

六五 宍戸備後助の陳述書(一)

一九一

國情陳述書提出〔二八七〕 國内議論區々の辯〔二八八〕 士民怨望の事〔二八九〕

士民一統心事〔二八九〕 長州側の強味〔二九一〕

六六 宍戸備後助の陳述書(二)

一九一

父子忠敬微上〔二九一〕 寛大沙汰願望〔二九二〕 再征或は割地風聞〔二九二〕 離間ならず〔二九三〕 天朝幕府無慈悲〔二九三〕 一膜排すれば敵愾心のみ〔二九四〕

六七 宍戸備後助の陳述書(三)

一九四

毛利父子の忠誠〔二九五〕 長藩申分また尤も〔二九五〕 誠心終始如一〔二九五〕
號泣悲嘆細評議〔二九六〕 當てにならぬ假定〔二九六〕 離間打消の確證なし〔二
九七〕 防長頑固の風習〔二九七〕 内面凜々乎〔二九八〕

六八 永井、宍戸問答餘談(一) ······

情實不通の疑惑〔二九九〕 防長疑惑の理由〔三〇〇〕 江戸詰の者生死不明〔三〇
一〕 新撰組士防長派遣の申出〔三〇二〕

六九 永井、宍戸問答餘談(二) ······

宍戸の謝絶〔三〇三〕 謝絶の理由〔三〇四〕 國元不安〔三〇五〕 堂々の答辯〔三
〇五〕 實行相違の難〔三〇五〕 派遣中止〔三〇六〕

七〇 永井、宍戸問答餘談(三) ······

是非攻潰しにあらず〔三〇七〕 永井受身〔三〇八〕 牽地疑惑解けず〔三〇八〕 諸
隊重立出張の件〔三〇九〕 出張早急希望〔三一〇〕 新撰組士幹旋案〔三一〇〕 新
撰組士廣澤等を訪ぶ〔三一一〕

第十二章 第二次國泰寺會見 ······

三一三

七一 國泰寺に於ける第二次の會見(一) ······ 三一三

木梨廣島著〔三一三〕 國泰寺出頭承諾〔三一三〕 宍戸木梨同座會見希望〔三一四〕
木梨等の國泰寺訪問〔三一五〕 防長紛擾の根元如何〔三一五〕 木梨等の答辯〔三
一五〕

七二 國泰寺に於ける第二次の會見(二) ······ 三一七

二州概嘆〔三一七〕 衝情を訴ふ〔三一七〕 力泡沫となるの遺憾〔三一八〕 姉妬
者の幕府欺瞞〔三一八〕 彼等の決心〔三一九〕 永井の驚き〔三二〇〕

七三 自判書の文句修正 ······

永井一書を示す〔三二一〕 宍戸木梨不承知〔三二一〕 平常の沙汰を望む〔三二三〕
申立齟齬の憂ひ〔三二三〕 永井修正案加筆〔三二四〕 改正達書〔三二五〕

第十三章 長州諸隊の强硬 ······

七四 諸隊の國情陳述書(一) ······ 三二七

山口藩廳の焦慮(三二七) 國情陳述書提出(三二八) 國情陳述書本文(三二八)
胸中開拓の機(三二九) 所謂る國情(三二九) 長瀬都合よき申分(三三〇)

七五 諸隊の國情陳述書(二) 三三一

禁門の變の辯(三三一) 長瀬申譯立たず(三三一) 再征怨望(三三一) 在來の功
績(三三一) 平常の沙汰所望(三三三) 穴戸、木梨の添書(三三四)

七六 第二會見以後の經緯(一) 三三五

三人歸國を欲せず(三三五) 自判書(三三六) 陳述書文句削除問題(三三六) 廣
澤等覺書提出(三三七) 削除困難(三三八)

七七 第二會見以後の經緯(二) 三四〇

削除承諾(三四〇) 改案自判書(三四〇) 問答圓滑(三四一) 新撰組士の入國謝
絕(三四一) 山口政廳警戒(三四一) 廣澤等の歸國を促がす(三四二) 諸隊歸還
催促(三四三)

七八 兩使依然廣島に滯在す 三四四

兩使滯在の要(三四四) 河瀬等歸國(三四五) 何分の沙汰要望(三四六) 攻守勢
を異にする(三四七) 其理由書(三四七)

七九 廣島談判と天下の趨勢 三四九

永井達書(三四九) 廣澤松原歸國(三四九) 雙方交渉(三五〇) 攻守顛倒(三五
〇) 永井の失策(三五〇) 幕府益々困難(三五一) 岩倉動かんとす(三五一) 幕
府の期待(三五一)

註 開國氣運の一轉(開國起原) 三五三

第十四章 薩會兩藩の睽離 三五五

八〇 薩會の離合 三五五

從來の薩會聯合(三五五) 減次離隔(三五五) 同床各夢(三五六) 方便的聯合(三
五七) 薩會獨自の立場(三五七) 薩の敏捷(三五八)

八一 外島機兵衛と大久保一藏との
會見始末(一) 三五八

外島大久保に會見要求〔三五八〕 外島の大久保訪問〔三五九〕 大久保斷り狀〔三六〇〕 所謂外交辭令〔三六一〕 會見顛末報告書〔三六一〕

八二 外島機兵衛と大久保一藏との

會見始末(二)

一會桑の困難〔三六二〕 外島申出〔三六三〕 過去の協力〔三六四〕 提携希望〔三六四〕 尤もなる申込〔三六五〕 大久保返答〔三六五〕 大久保名分論〔三六五〕

八三 外島機兵衛と大久保一藏との

會見始末(三)

大久保の質問〔三六六〕 會見打切〔三六七〕 手切書を送る〔三六七〕 外島平身低頭〔三六八〕 幕長罪惡輕重論〔三六九〕 薩藩意向明瞭〔三七〇〕

第十五章 薩人眼中幕府無し

八四 長藩主父子書を薩藩主父子に致す

三七一

八八 西郷吉之助の書翰(二) ······

三八九

幕裏黨の現状〔三八九〕 大阪表糧食缺乏〔三九〇〕 堂々開戦の利〔三九〇〕 西郷
眼中幕府無し〔三九一〕 俗論に沈むの不可〔三九一〕 衰世立直しの術〔三九二〕
撥亂反正大機を待つ〔三九二〕

第十六章 京都に於ける木戸、西郷の會見 ······

三九五

八九 木戸上京を辭退す ······

三九九

聯合機運促成〔三九五〕 大勢一變の企望〔三九五〕 木戸の對薩態度〔三九六〕 長
藩中薩藩懐懃者〔三九七〕 木戸持重の因〔三九七〕 上京辭退〔三九七〕 辞退の理
由〔三九八〕

九〇 高杉、井上等の周旋 ······

三九九

強ひて木戸を推す〔三九九〕 高杉亦推舉〔四〇〇〕 周旋を井上に委任〔四〇〇〕
井上の周旋〔四〇〇〕 同行者推舉〔四〇一〕 海軍局員の議論〔四〇一〕 乙丑丸船
籍の縫れ〔四〇三〕

九一 木戸の上京を遲疑したる事情 ······

四〇三

奇兵隊排薩氣分〔四〇四〕 奇兵隊傲慢〔四〇四〕 排薩氣分漸次薄らぐ〔四〇五〕
木戸應諾不能の理由〔四〇五〕 井上木戸宛狀〔四〇六〕 太田の聯合反対〔四〇七〕

九二 薩長聯合と英人 ······

四〇八

新政期待者〔四〇八〕 長英懇親〔四〇九〕 伊藤木戸宛狀〔四一〇〕 バークスと長
薩親交〔四一一〕 長人開國を嫌はず〔四一一〕 英人の勤王主義〔四一二〕

九三 木戸、黒田と相伴うて上京す ······

四一三

木戸決斷の事情〔四一三〕 山縣の賛成〔四一三〕 障伴者決定〔四一四〕 木戸出發
〔四一五〕 木戸の心中〔四一五〕 猶豫亦木戸の計か〔四一六〕

九四 木戸薩邸に入る ······

四一六

木戸大阪著〔四一七〕 伏見薩邸に入る〔四一七〕 西郷出迎へ〔四一七〕 木戸著阪
の日〔四一八〕 薩藩の優遇〔四一八〕 國事會談〔四一九〕 聯合具體案に及ばず〔四
一九〕 双方脱合ひ〔四二〇〕 木戸別荘〔四二〇〕

第十七章 薩長聯合

四二一

九五 薩長聯合成る

四二一

坂本入京〔四二一〕 木戸面會〔四二一〕 坂本憤懣〔四二一〕 木戸答辯〔四二一〕
助援を欲せず〔四二三〕 聯合具體案成る〔四二三〕

九六 薩長聯合の具體案(一)

四二五

薩長聯合成立〔四二五〕 六箇條の約束〔四二六〕 將來の爲遺存の要〔四二七〕 所謂六箇條〔四二七〕 長藩敗北の場合〔四二八〕 同じく勝利の場合〔四二八〕

九七 薩長聯合の具體案(二)

四二九

薩州出兵の事〔四二九〕 要約〔四二九〕 攻守同盟〔四三〇〕 坂本の裏書を求む〔四三〇〕 木戸の用意周到〔四三〇〕 坂本の監視希望〔四三一〕 木戸の對薩感情〔四三一〕

九八 薩長聯合の具體案(三)

四三三

乙丑九事件に言及〔四三三〕 所謂乙丑九事件〔四三三〕 裏書所望〔四三四〕 三回
繰返し〔四三五〕 木戸綿密〔四三六〕 坂本裏書〔四三六〕

九九 木戸使命を遂げて歸藩す

四三七

木戸離京〔四三七〕 山口歸還復命〔四三七〕 毛利氏の黒田厚遇〔四三八〕 品川木戸宛狀〔四三八〕 品川上京顛末〔四三九〕 京都形勢〔四四〇〕

一〇〇 薩長聯合は維新回天史の主力

四四一

幕府不注意〔四四二〕 幕府看過の罪〔四四二〕 秦を滅するもの〔四四二〕 旗元無力〔四四三〕 幕府陰陽の敵〔四四三〕 聯合大勢の一貫〔四四三〕 回天史の主力〔四四四〕

年表並人物概覽

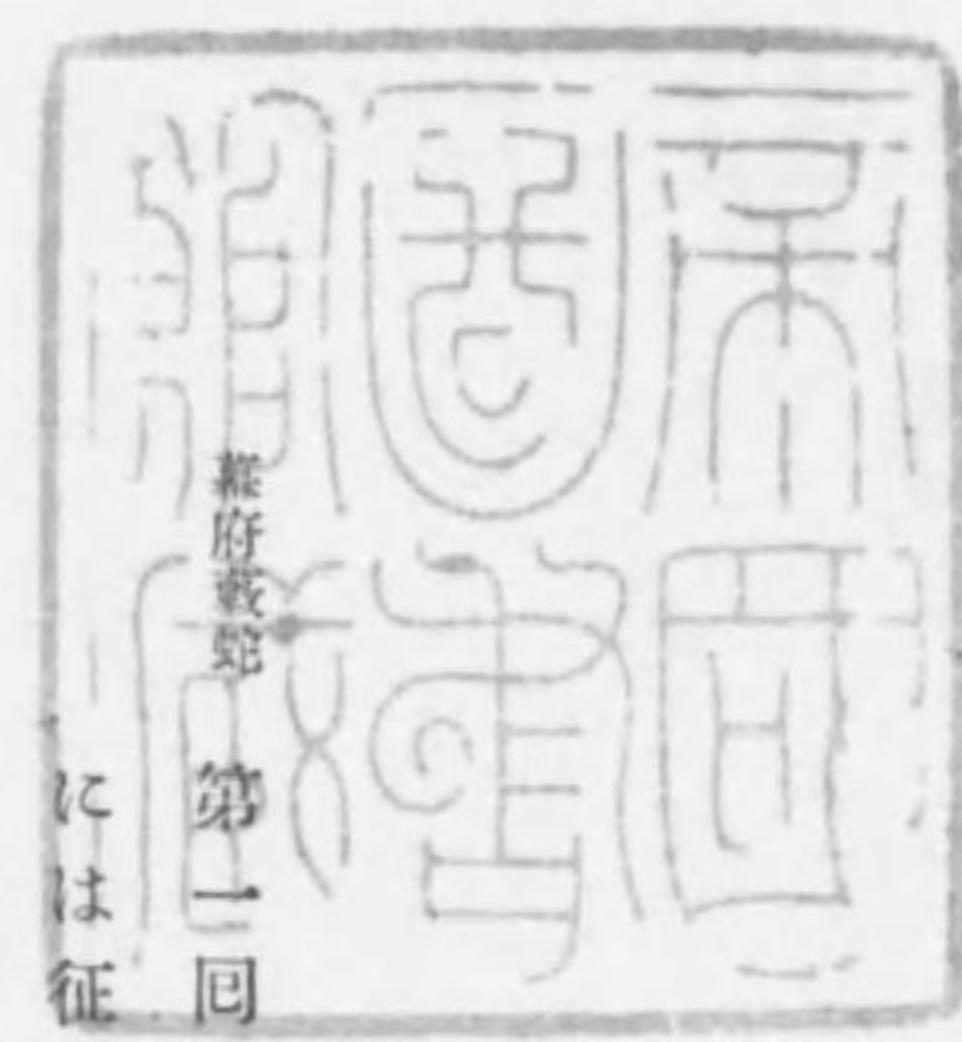
| | |
|---------|-----|
| 其一 年表 | 一一七 |
| 其二 人物概覽 | 八一〇 |

索引

- 一 坂本龍馬肖像 卷首
一 中岡慎太郎肖像 [(八四)長藩主父子書を陣藩主父子に致す] 三七一
一 坂本龍馬筆京都誓約裏書 [(九八)薩長聯合の具體案(三)] 四三六

挿入繪圖

- 一 坂本龍馬肖像 卷首



近世日本國民史 幕府瓦解期に入る

蘇峰學人

第一章 外艦兵庫開港を迫る

【二】空々寂々の幕府

第一回の征長は、殆んど専ら西郷吉之助の斡旋にて、一先づけりが附いた。それは征長總督尾張前大納言慶勝が、西郷の意見を採用して、之を実行したことにも計上せねばならぬ。然るに幕府の當局は、何れもそれに不服であつた。彼等は長藩を與みし易いと誤認し、此の機會に、飽迄彼を懲罰し、彼を屏息せしめ、幕府の失墜したる威信を、此の機會に恢復せんとし、再び征長軍を起すの止む無き

に到らしめた。而して其の結果は、全く幕府に取りては、數蛇となつた。一寸の蟲にも五分の魂と云ふが、防長二州の正氣は、此れが爲めに猛然として振起し來つた。

防長二州の形勢は、第一征長の時期とは、全く一變した。諸隊は蹶起して、俗論黨を一掃した。藩主敬親父子も、今や諸隊に擁せられて、諸隊の意見に従つて進退するの他は無かつた。而して此の機會に、但馬に隠匿したる桂小五郎は、突然馬關に出で來り、遂に山口に迎へられた。桂は正義派中の唯一の首領でなければ、其の重なる領袖の一であつた。一の桂小五郎を得たることは、長藩の正義派に取りては、一の長城を得たるよりも有力でもあり、恐らくは又た有效であつた。

此れと前後して、土藩の浪士、坂本龍馬、中岡慎太郎等は、頻りに薩長聯合の爲めに斡旋した。而して三條實美等五卿の太宰府に流寓したる一事は、此の薩長聯合の活劇を仕組むに少からざる便宜と、好機と、而して刺戟とを與へた。然もそ

れよりも大なる力を、薩長聯合に與へたのは、幕府當局の無理解であつた。元來第一回の征長に、尤も貢献したるは、薩の西郷であつた。西郷は其の畫策の十中七八まで實行せられたるを見て、此れにて征長は打切りと覺悟した。然るに幕閣では之を再燃せしむ可く、西郷の眼中から見れば、餘計なる小細工を打ち始めた。そこで西郷は全く幕府を見限つた。

固より當初から西郷は決して幕府の同情者でなく、只だ長州の横暴を打懲す可く、幕府と戮協したるに過ぎなかつた。されば其の目的を達したる以上、今更ら何處迄も幕府と道連を做さんとの氣持も無かつた。斯る場合に西郷の畫策したるもの、今や根柢から覆さんとするを見て、全く幕府を見限りたるは、當然と云はんよりは、必然の結果だ。

西郷ばかりでなく、西郷と相ひ對して、薩藩の樞機を掌る大久保一藏も亦た幕府を見限つた。而して薩藩當局の意向は、若し長と握手する迄進行せざる迄も、少くとも幕府とは手を切る決心であつた。斯る場合に、坂本、中岡等が斡旋し、且

つ三條卿等を圍繞する諸有志が、盛んに薩長聯合の止む可からざる所以を説き、而して苦しき時に、藁片をも摑む窮地に陥りつゝある長藩として、如何に薩に對しては、宿怨ありとするも、如何に負けじ魂は、斯る場合に於て、尤も昂奮するとも、いかでか之に乘せざることのある可き。而して薩としても、幕府と手を切る以上は、長州と手を握ることは、是亦た自然の成行と云はねばならぬ。此の如くして、第一征長から第二征長に移る期間に、薩は大轉向を成し、其の結果として、天下の政局に一大變化を來たした。但だそれが表面に露出せざる迄にして、其の勢は殆んど全く成りつゝあつた。此れが慶應元年の下半期だ。

斯る形勢の推移に氣付きたる平、氣付かざる平、何れにもせよ幕府當局は、空寂々として、只だ遮二無二力づくにて、長州をやり付けんと企て、何處迄も無名の師——少くとも薩摩などには、斯く映じた——を興して、長州退治を事とせんとした。而して其の結果は、やがて幕府が自から墓穴を掘つたこととなつたのは、やがて事實が之を證明する。

幕府自身
の立場
根本原因難
收拾付

此の場合に於て、攝海には、兵庫開港に付て、外艦の示威運動あり。幕府の内部には、將軍の辭表捧呈の事件あり。而して亦た幕府の味方として佛國公使、薩長の味方として英國公使の冥々裡に於ける躍動あり。其他凡有る事件が、錯出し來りて、逾よ時局をして收拾するに困難ならしめた。然も其の根本問題は、主として薩長聯合の具體化にあることを認識せねばならぬ。

【二】外艦攝海に迫る

幕府自身
の立場
根本原因難
收拾付

姑らく眼を幕府對長藩から轉じて、幕府それ自身の立場に就て觀察するに、幕府に取りては、此際容易ならぬ事件が出來した。それは外艦が舳艤相ひ岬んで、攝海に乗り入れ、兵庫開港を幕府に迫る可く、示威的運動を舉行したる一事だ。而して此の一件からして、幕府閣老は、朝廷から譴責を被り、將軍家茂は、其の責

兵庫開港問題

任を感じて、辭表を捧呈せねばならぬ次第となつて來た。

今ま之を語る順序として、先づ兵庫開港問題に就て、其の概略の來由を陳れば、安政五年の江戸條約によれば、一八五九年七月四日——安政六年六月——神奈川、長崎、箱館の三港を開らき、同一八六〇年一月——安政六年十二月——を以て、新潟を開らき、一八六二年一月一日——文久元年十二月——を以て、江戸を、一八六三年一月一日を以て、大阪、並に兵庫を開く可く明記してゐる。

然るに新潟は開港場として不便なれば、他の一港もて之に代ふ可しとの議も彼我双方に交換せられ、その儘延期の姿となつたが、江戸、大阪、兵庫を開くことは、外人は何れも熱心でありたるに拘らず、京都は攘夷説の中心として、其の附近なる大阪、兵庫の開港などは思ひも寄らず、此に於て幕府は板挟みの苦境に陥り、文久元年には、當時の閣老安藤對馬守は、新潟、兵庫、江戸、大阪即ち兩港、兩都を開くことの延期を申し出、英、米、佛、露、蘭、葡の六個國公使も、何れも事情餘儀なき旨を諒としたれば、その爲めに同年の冬、延期談判の使節を、歐洲に派遣し

兵庫開港延期申出期

兵庫開港問題

た。

延期承諾

而して安藤は遂に英國公使アルコックと談判し、同公使は賜暇歸朝の上、本國政府に説く所あり、向ふ五個年の延期を承諾せしめ、即ち一八六八年一月一日——慶應三年十二月七日——を以て之を開く可きことに決定し、他の諸國も皆な之に同意した。而して此の延期の代價として、英國は輸入税減率の件を提議し、從來輸入税二割、輸出税五分の標準率を、英國製造品の輸入税を五分に減額す可きを要請し、自餘の諸國皆な同様に申し出し、此に至りて從來三割五分の酒稅さへも、皆な一律に五分の輕稅となつた。而して此の五分稅も從價稅法であつたが、英、佛、米、蘭の四個國馬關襲撃の後、債金三百萬弗を、幕府に支拂はしめた上に、更らに從價稅法を改め、從量稅法となし、其の結果は益々輕減して、五分以下となつた。

開都開港の延期は、相當の代價もて、相談が出來上つたに拘らず、英、佛、米、蘭四國の公使が、慶應元年九月、軍艦九艘を率ゐて、横濱を出帆し、其の十六日をもて、兵

庫に投錨し、其内の二艘は、翌十七日もて、大阪に到り、幕府の閣老に面會を申し込んだ。

〔彼等の申

撃する幕府に對
各國は、兩港兩都の開港市延期を取消し、幕府が從來の條約面通りに期に先ちて開港市せんことを請求す。此の請求に對しては、江戸の幕閣は決答が出來ないから、此に來りて直ちに將軍及び閣老に向つて、此の請求を爲すのだ。然も若し將軍及び幕閣が、此の請求を容れざるに於ては、幕府には、實權無きものと認め、直接京都に赴き、朝廷に對して、此の請求を爲す決心であると。

此れは如何にも四國公使側が、難題を申し込んだのだ。彼等は幕府の足元を見て、只だ此時を然りとする了簡もて、斯る難題を吹き掛けたのであつた乎。將た他に然る可き事情あつた乎。當時の幕府が、上は朝廷より、下は攘夷論者より、種種の壓迫を被り、其の施爲が意の如くならず、その爲めに外國公使等の注文通りに、諸事抜目なく舉行せられ無かつたことは、固より辯解する程の必要もあり

るまい。されど幕府の苦境に立つを知りながら、却て之を奇貨として、その弱味に乘じ、銘々の所慾を達成せんことを勗めたる外國公使等の行動も亦た必ずしも讃美する手柄でもあるまい。但だ彼等が此の開港をば、償金以上に必須のものと當初より認めたることは、之を疑ふ可き餘地はない。そは兎も角も此の事件は、端なくも幕府の中心に向つて、一大打撃を與へ、その爲めに將軍の辭表提出さへも、餘儀なくせしむるに到つた。

【三】運動の張本人

パーカス
來任

抑も艦隊を攝海に乗り入れ、直接に在阪の將軍家茂を強要し、更に進んで京都の朝廷と直接談判を開始せんとする氣勢を示したる運動の張本人は、申す迄もなく新到の英國公使パーカス(Sir Harry Parkes)であつた。前公使アルコッ

クは、元治元年十一月歸國し、バークスは慶應元年閏五月之に代つた。彼は西暦一八六五年(慶應元年)六月二十四日長崎に著し、七月十八日横濱に上陸した。バークス就任の前から在留し、且つ同人の下にも通譯官として勤らきたるサトウは、左の如く記してゐる。

バークスは七月上半期に横濱に到着した。彼は既に長崎に於て、大名の家來から、幕府顛覆を目的とする内亂の近きにある可きことを聞いてゐた。彼は九月に於て、將軍の閣老に向つて、日本天皇の條約承認を得ることを欲する旨を告げてゐる。

と、元來バークスは、長く支那に在りて、東洋の事情——特に支那の事情——には精通してゐた。同時に日本に對する豫備知識も、決して皆無では無かつた。而して當時彼が經由したる長崎は、薩長其他諸大名の家來の輻湊したる所にして、長崎に於ける英商グラバ其他は、概して是等諸大名の家來とは、商取引の上に於て、從つて又た日常の交際上に於て、尤も親密の干係にあつたから、彼が長

崎に於て、日本現時の形勢に就て、其の要領を得たることは、決して不思議ではなかつた。一言すれば彼は横濱の地を踏む以前から、其の眼中には殆んど幕府は無かつた。

更らにバークスをして、薩長に親しましむるに到れる一の理由は、恐らくは對佛國公使の干係であつたらう。當時佛國公使ロツシユ(Rooches)は、本國政府と云はんよりは寧ろ皇帝ナポレオン三世の意を承けて、頻りに幕府に取り入り、而して其の通譯官カシヨン(Chehon)の如きも、頻りに幕吏の重なる者と交際してゐた。彼はゼシュエット僧にして、或者は之を妖僧と稱してゐたが、幕吏からは、頗る調法がられてゐた。此れと同時にサトウは、薩長人士と親しみ、薩長側では無二の者として、彼を珍重した。サトウの記する所によれば、

前任公使アルコックは、馬關襲撃以後、直ちに日本天皇の條約承認を必須とするを痛感し、その旨を本國政府に提議したところ、外相ラツセル卿(Lord Russell)も、之に同意し、その旨を和蘭、佛蘭西、合衆國の諸政府に通牒し、且つ之

を在日本英國公使に訓令したそれがバークスの許に達したのが十月の末であつた。

此に於てバークスは直ちに其の同僚に向つて、一同打連れて、艦隊を率ゐ、大阪に赴き、直ちに將軍の閣老と談判せんことを提議した。

これが事實であらう。乃ちバークス自から此事の必須を感じたるばかりでなく、本國政府よりの訓令にて、斯くは動きたるものであらう。特に彼は一日も安閑として暮すことの出来ない活動家であれば、猶更ら此の訓令を遵奉するに就て、滿腔の精力を傾けたものと察せらるゝ。

彼は第一條約に對する天皇の承認、第二下關償金未拂ひの代償として、即ち三百萬弗の三分二を受取る代りに、大阪、兵庫の開市港を主張した。此れに就てはサトウは左の如く記してゐる。

當初尤も熱心に、下關償金を捨てゝ、其代りに開港する事に反対したる佛國公使も、其の本國政府の訓令を受取りてからは、漸く英國公使の意見に同意

し、而して和蘭外交事務官は、英國公使衣兜裡の物であり、合衆國の代理公使も、當時は歐洲諸國に對して標異の態度を抛ちたれば、愈よ協同動作の仕組は出來上つた。(A Diplomat in Japan)

と、如何にも其通りであつたらう、直ちに京都の朝廷を相手とすることは、必ずしもバークスに始つたものではない。ハリスも勤もすれば、京都直談判の嚇し文句を用ひた。普魯西領事リンドウ、若しくは老シーボルト等も、此の説を持してゐた、而して前任者アルコツクも亦た屢々江戸政府に向つて、勅許を受くることの得策なることを、幕閣に勧説した。但だその實行者としては、バークス其人であると云はねばならぬ。此れは彼が日本に於ける裡面の事情を、能く理解したるが爲めであつた。彼は早晚名實共に政權が朝廷に復歸す可きを豫想し、然らざる迄も、幕府の近き瓦解を洞察してゐた。

〔四〕外艦攝海に闘入す

幕開の沮
止運動の

サトウの所説によれば、外國諸公使が艦隊を率ゐ、相伴うて大阪に赴かんとするに就ては、留守中の江戸閣老及び幕吏は、少からず驚き、極力其の發進を沮止せんとしたが、パークスは之を聽かなかつた。

諸公使が、此の思ひ切りたる行動を取らんとするを聞くや、閣老水野和泉守は、若年寄酒井飛驒守を伴ひ、パークスに面接し、此舉を思ひ止らしめんと勧說した。蓋し斯る高官が、親しく外國公使館を訪問したるは、此れが嚆矢であつた。而して斯く迄幕府を驚かしたることは、此方の思ふつばに全く的中したことを確かめた。水野等も到底之を沮止する克はざるを悟り、外國公使等が兵庫へ到著の上に取る可き方策に就き、若干の注意を與へて去つた。我等は十一月一日(陽曆)横濱を解纏し、徐々に航行し、四日午前八時和泉(紀淡)海峡を過ぎた。大砲には弾丸を装ひ、海兵は其の持場を固め、戦鬪準備をしたが、然

横濱發
パークス

も由良砲臺よりは、何等の妨害の徵をも現はさず。斯くて直ちに平常に復した。十一時半には、大阪を眼前に見た。聯合艦隊はキング提督の旗艦プリンセス・ロイヤル號を先頭に、單縦列をなし、兵庫方面に回轉し、午後一時半に投錨した。

以上は一行中のサトウの記する所だ。尙ほ此方側の記する所によれば、左の如し。

十六日(慶應元年九月)大將軍は二條城に入り給へり。此日兵庫海和田岬に、英、米、佛、蘭の四公使共に軍艦を率ゐて來泊したり。

云ふ迄もなく、將軍家茂は、五月十六日陸路江戸を發し、閏五月二十三日京都に著し、二十五日大阪に至り、爾來第二回の征長軍を率ゐて、大阪に滯在した。而して九月十五日大阪を發し、十六日京都に入つた。而して思ひきや、その日が外國公使等が艦隊を率ゐて、兵庫に碇泊するの日ならんとは。

十七日曉天大阪天保山沖に外國軍艦二隻來り、其一は海中に止まり、其一は

大阪町接奉

安治川口に進み來りしかば、市中大に動搖しけり。大阪町奉行松平大隅守は、京師に急報し、沿海守備の諸侯、皆戒嚴せざるなし。松平大隅守、井上主水正と共に軍艦に就きて、來意を問ふ。英國人シーボルト・アレキサンドル(Alexander von Siebold)、佛人カション(Mermel de Cachon)等、閣老阿部豊後守正外、松平周防守康直の大坂に在るやを問ふ。二人共に不在なりと告げければ、英國人等は、小笠原壹岐守を見て、事を議す可しと約して退きけり。二條城中此事を聞に迫る幕

岐守は、山口駿河守と、共に軍艦に就て、來意を尋問せられしに、四公使は書を出して、兵庫開港を迫り、其の辭氣頗る強暴、七日間を期して回答すべきを要求し、若し決答なくば、直ちに京師に逼らんとの事なりけり。英人は薩長の密使、おのが本國に來りて、既に開港を約せしむ、幕府のみ鎮港の議あるを疑ひ、此舉あるに至りしなりといへり。(七年史)

聞所司代奏 而して翌十八日には、京都所司代松平定敬は、左の如く奏聞した。

攝海兵庫表へ、今度夷船九艘碇泊、一艘大阪へ乗込候へ共、速に退帆候様之處置可致旨、年寄共より申聞候當節柄之義に付、一應御心得迄に申上置候以上。

九月十八日

松平越中守

尙ほ十九日には在阪の閣老松前伊豆守崇廣、外國奉行山口駿河守は、上京して、夷情切迫の狀を告げ、直ちに大阪に歸つた。一方には征長問題に就ては、薩は勿論、尾張、越前等、幕府の親藩さへも、反対あり。長人容易に幕命を奉せず、而して其策未だ決せず、其事未だ行はれざるに、他方には外艦の攝海闖入あり。加之幕府内輪の意見も、互ひに齟齬、扞格して、一致協戮を見ず。其の窮状轉た察す可きものがある。

【五】佛國公使レオン・ロツシユの意見書(一)

豫て幕府とは殆んど親類交際を爲したる佛國公使ロツシユは、其の腹心カシヨンをして、書を閣老に呈し、其の趣旨を口述せしめた。此れは九月十九日の事だ。

此度某、各様方へ、得と得御面晤可議處の一大事件に付、支配頭カシヨンと申者へ告、其の趣旨を逐一申上候様申付候。尤同人演述中に萬一申落等も可有之哉と心附、別紙の通則書取を以て差上申候。御熟覽の上、可然御存意可被仰聞候以上。

慶應元丑年九月

御老中様
口達書

佛蘭西全權ミニストル

口達書
佛蘭西全權ミニストル、レオン・ロツシユより申上候。

の不可任長遷延

我政府は、大君殿下に於て、長州の重罪を猶豫する事、更に其の趣意を不知。大君殿下に於て、今日迄急度其罪不責、唯彼が自ら過を悔い、降参するを待、追々日數を費し給ふと云ども、今に至迄、其證無く、或は偽り降參の約定を申立、或は餘人立合、終に大君の御進發も、徒事に成られしやと、某頻に此事に懸念して推參致し候。

先づ第一に征長に就て、遷延、猶豫の不可なるを説く。此れは日本の内政にして、佛國とは何等の關係なきに、内政にまで干渉がましき口吻を洩らす所以のものは、畢竟如何に幕府と云はんよりは、幕府中の或る吏僚等と、佛國公使レオン・ロツシユとの間に、親密なる交渉あつたかと判知る。

抑國民を哀憐する事は、専ら人君の所務といへども、併天子より預り、先祖より受嗣ぐ所の、天下泰平を亂さば、仁心却て不仁となるべし。

此れは幕府に向つて、果斷の政策を慾したるもの。乃ち幕府積弱の趨勢を一

泰平を禍するもの
の條約尊重

振一變せんとするもの。如何に佛國公使が、幕府の肩を持ちつゝあるかを見よ。諸方今日本の形勢を考ふるに、上は天子の叡慮不定、次には非義なる謀叛あり。貴國の泰平を禍するものは、不外此の兩條にあらん。

如何に佛國公使の眼中には只幕府あるかを見よ。彼は正さに幕府中心主義者である。故に如上の言を敢てするものだ。

如何となれば素より政府は條約取結候事は、日本に於ても、天子より國政を委任せられし事なれば、世界の變を見て、時宜に從ふ故に、各國と交易の條約を取結びしなり。素より條約取結候事は、日本に於ても、天子及諸侯方も、政府と同意不成時は、却て不慮の擾亂を醸すべし。既に政府に背きて内亂を爲す所の逆徒を撃んと議定したり。左すれば其期に及んで、貴政府より如何制し給ふとも從ふ可らず。

外國政府は、實力もて條約の實行を強制せんとす。其時に造んでは、幕府之を制せんとするも、如何ともす可からず。されば此の危急の時局に際しては、幕府は

須らく先づ自から進んで善處せねばならぬ。

英政府の
存意

就中英吉利政府の所爲を考ふるに、交易を専らとして、自己の利益のみを先んじ、追々疑念を生じ、彼の心大君は最早無實慮、専ら鎮港の恩召ならんと思ひ居候所に、薩州長州の大名英吉利に密に使者を遣はし、何時と無く、二ヶ國に於ては、開港可致の存意を顯はし候故に、却て諸大名は、外國と陸敷交はるに、獨政府のみ鎖港の有志と、英の政府深く疑ひ居候事實は、貴政府に於ても、未だ疑ひ給はんが、右は某篤と見定めたる所有て斯申候故に、英公使は是等疑念を晴さんが爲上阪して、右の實否を辯明致さんとの存意に候へば、某過日熱海に於て、山口駿河守栗本瀬兵衛（後の栗本鈴雲）を以、大君殿は、何れにも武威を振ひ給ふ様と、閻老衆迄申上置候。

英國公使は薩長の開港意見を聞き、偏へに幕府を猜疑し、その爲めに一舉實否を確む可く、大阪に逼らんと企てたのだ。されば此際幕府は速かに斷然たる決心もて、自から條約を實行し、開國の政策を擧行し、匪徒を討伐し、朝廷の反対空

氣を一掃し、他の外國公使等をして、口を藉くところなからしめよとの意味だ、

の戰端開始
佛國公使レオン・ロツシユの意見書は、以下尙ほ續いてゐる。

其頃英の公使、頻に上阪せんとするを、延日爲致候は、前に述る如き、大名の甘言に不都合なるべし。併右は如何なる不都合成とも、各國と兵端を開かば、猶又禍大なるべし。

大名の甘言とは、薩長二藩が、自から開港し、外人と貿易し、親和するの意を外國政府に通じたるを云ふ。ロツシユは成る可く、バーカスの上阪説を遮り止めんとしたのだ。

亦日本にては、發明したる武器も未だ少く、西洋には大國有て、其の大國の兵備未整

士は、年々の戰場を経て、新に發明したる武器も多くあれば、日本政府の未だ西洋に敵對する心なきは、必定の理なり。既に條約書を取替せし上は、妄に廢する事叶べからず。且鎖國せんには武備未調、各國へ使節を差出し、屢鎖港の談判に及ぶといへども、各國の政府に於て不承知、左すれば戰爭の外、他に策略不可有。依之右等を貴國の泰平に災する者と申也。

日本は外國と戰ふ武力が無い。武力無くして徒らに外國の瞋を挑發し、自から戰端を啓くは、自國に災する所以である。

昨年毛利大膳の意恨を含みて、外國船を妄に擊惱したる一件も、速に僅の軍艦を差向て、憤を晴さんと欲すれども、大君殿下の制止難默止、無餘儀軍艦上しが、長防二國を攻撃せん事は、素より各國政府の嚴命なり。但貴國政府の主意に不戾ため、各軍艦を引上げて、長防を擊つ事は止めたり。

以上は馬關砲擊一件を云ふ。

依て思ふに、所詮外國條約の義に付ては、不惑様篤と日本の事情を説示し候

故、英公使今日迄出帆延引致したれども、最早待兼、頻に上阪せん事を望む。英國公使の上阪に熱心なる到底之を遮り止ることが出来ない。

若一人にて大阪に至りては、如何なる事を申立候哉、又は如何なる所爲を致さんも難計ければ、猶亦英國公使と會議し、某の意見を説し故、英公使は某に同意して、何事も卒爾の舉動無之様堅く約して、既に横濱を出帆せんとする日、阿部豊後守様、松平周防守様よりの御書翰を得たり、就ては某推參せし事は、各様方と計て、諸事速に決行致さん事を欲す。左すれば英公使に理不盡なる舉動致させ間敷、若各様方格別の御配慮も無之、御盡力も無之に於ては、無餘儀某も英公使と同意して、不日京都迄も推參可致候。

ロツシユが今回英國公使と同行して、攝海に乗り入れたる事情を縷陳す。同行したるは、其實幕府を壓迫せんが爲めでなく、英公使の壓迫力を緩和し、調節し、牽掣せんが爲めだ。然も若し萬一當局が此際に於て、機宜に應ずる施爲なきに於ては、ロツシユも餘儀なく、英國公使と、不本意ながら協同の動作を爲さねば

ならぬ。

條約勅許
の急要

就ては佛公使至極の實情を以て、申進するの條は、萬一條約の儀に付て、天子大君と永く御同意在らせられざるに於ては、近日四公使上京の上、推て天子に可奉謁と、公使等衆議は既に決せり。素より京都に於て、條約許容不被爲在候は、自然各國の疑心も不解して、總ての交際大に親睦するを得ず。然る時は近年新に發明したる武器及び戦争の珍書奇籍等も傳授すべからず。左すれば日本堅固強武の策も行はれず。貴國堅強せざれば、國貴を得ず。國貴からざれば天子及政府も貴からず。就ては大君天子を貴せんとし給は、天子暫各國の條約を勅許在らせられ候て、交際の親睦を結給ふ様、貴政府に於て、よろしく御盡力肝要に可有之候。

要は京都の朝廷を動かして、條約の勅許を速かに與へしめよ。これが日本富強の大策である。

亦暫らく各國と親睦し給は、多年を経ずして、貴國實に堅強なるを得べく

若し極て堅強なるの後は、譬へば一二の外國より異論を發して、貴國人情に迷ひ、若くは貴國の境界を犯さんとする迄理不盡の處置致共、其期に及んで、大に防禦の力充なば、各國の人心其時實に貴國の天子を貴ぶべく、又恐るべし。

日本が富強となれば、世界に對して恐るゝ所なく、世界却て日本を恐れむ。

且貴國の形勢を、篤と案するに、或は諸侯不忠の勵有^レ之、表は鎖港の議論を立、且天子迄も奏聞に及び、裏には開港の志を抱き、薩州、長州の如き密に英國に使者を遣し、英政府と熟談して、右二ヶ國の中、海邊に可^レ然の地を擇み、一箇の港を開かん事情を顯はせり。然らば所願は兵庫を速に開通され、英吉利政府の疑念をも解かしめ、不忠なる諸侯の邪謀を可^レ挫御處置無^レ之候ては、夥多の不都合を可^レ釀も難計、此段篤と御賢察の上、速に御明斷在らせられ度存上候。

拜具謹言。

慶應元丑年九月十九日

意見書の目的は最終の一節に在り、曰く條約勅許、曰く兵庫開港、是れ薩長の邪謀を挫き、英國政府の疑惑を解き、日本を泰平にし、安全にする所以であると。

征長勅許
爲を専んが

第二章 征長勅許

【七】將軍は何の爲めに入洛したる乎

抑も將軍家茂は、何故に九月十五日大阪を發し、十六日京都に入りたる乎。此れは諸公使の攝海示威運動を避くる爲との說あるも、それよりも征長の勅許を得んが爲めと云ふ說が、當れりと思はるゝ。元來閻外の任は、既に朝廷より受け、六月十七日將軍は「機に臨みては、奏聞を経るに及ばずして、斷然たる取計に出づることもあらん」と上奏して、其の允可を得たるに拘らず、今更ら再び征長の勅許とは、重複するに似たるも、元來幕府は當初から、虚喝以て長藩を屈服せしめんと目論見、將軍の大坂進發の聲言にて、其の目的を達成せん積りであつたが、長藩が强硬にして、容易に幕府の意の如くならざるが爲めに、故らに再び勅許を請うて、更らに威嚇の目的を達成せんが爲め乎。それとも當時天下に征長

の舉に對する異論沸騰するの勢あつたから、故らに勅許によつて、之を鎮壓し、國論を歸一せしめん爲めであつた乎。何れにもせよ、將軍入洛の目的は、専ら征長一件に存したることは、疑を容れなかつた。

その反対運動の反対派は、薩藩士は、頻りに二條關白、朝彦親王等に征長の勅許を得可く周旋したが、此處に亦た有力なる反対運動が、薩藩より出で來り、然も其の主なる運動者は、實に西郷吉之助、大久保一藏の兩人であつた。而して彼等は積極的に朝命もて、將軍の進發を中止せしめんと企て、其爲めに周旋尤も昂めた。而して從來再征に反対であつた尾藩、越前の如きも、何れも其の反対意見を固執した。

斯る次第なれば、朝廷に於ても、朝彦親王、二條關白等は、何れも幕府側であつたが、之に反して山階宮晃親王や、近衛内大臣(忠房)の如きは、何れも薩說に傾き、而して反対派の諸藩士は、概ね其の門戸に輻湊し、朝議も動もすれば統一を缺くの状態であつた。斯る事情の間に、將軍は入洛し、而して同時に外艦攝海闊入事

件は發生した。されば薩藩士は此際は朝命もて、諸大名を京都に召集し、衆議もて、長藩處分、兵庫開港等の内外問題を解決す可しとの意見を建て、西郷、大久保の兩使は相ひ提携して、京阪の間を奔走、周旋したが、一橋と、會桑とは、専ら其の反対運動を爲し、愈よ朝議が將軍の請を允すに決したるは、二十日の深夜と云はんよりは、二十一日の曉であつた。

當時如何に薩藩側と幕府側との爭論が、廷議に暴露したるかは、左の一節を見て分明だ。

二十日公(一橋慶喜)は、肥後守・越中守と共に參内して、豫め明日將軍言上の大意を奏聞し、其書取を呈す。近衛内大臣は、諸藩召集を主張して、將軍の進發を止めんとしたれども、關白は「夷船の事によりて、諸藩の意見を尋ねるはともあれ、朝敵たる防長の處置、何ぞ諸藩に問ふを要せん」と言ひ放たれければ、諸卿多く之に同じ、公(慶喜)も亦「外船は必ず應對して、退帆を承服せしむべし、防長の事を、諸藩に問はゞ、朝憲を如何せん」と申され、廷議遂に幕府の請を容る

るに決せり。〔徳川慶喜公傳〕

近衛内大臣の説は、固より大久保一藏の説を、其儘代表したるものであつた。當時薩藩の眼中には、既に幕府なく、されば西郷、大久保等の藩士は、寧ろ進んで、幕府をして長州を再征せしむるよりは、之を未然に阻止するに若かずとなし、猛烈にその運動を做了したが、然も幕府には一橋慶喜あり、而して慶喜は主上の信寵を専らにし玉へる中川宮（當時賀陽宮、後に久邇宮朝彦親王）と相ひ結び、然も關白二條齊敬も亦た無二の幕府方なれば、到底歎の立つ可き方便もなかつた。若夫れ薩摩の意見が、廷議に行はるゝに至つたのは、薩と岩倉との提携が全く成りたる以後の事であつた、岩倉一たび蘇生して、擡頭し来るに迨んでは、一橋も、中川宮も最早其力を逞しくする能はざるに至つた。

【八】當時の形勢に對する大久保の觀察

薩藩は蚤とに幕府を見限つた而して坂本、中岡等の斡旋にて、長藩と握手したと云はずんば、其の端緒を啓いた。薩藩と云ふも、其の一藩の代表者として、内外にかけて勵らきたるは、實に西郷吉之助と、大久保一藏とであつた。彼等は飽迄長州再征を沮止せんと企てた、而して外艦攝海闖入を利用して、彼等の意見である、京都に諸侯を召集し、會議を開きて、國務を處理せんとする目的を達成するの方便たらしめんと企てた。彼等の計企は、何れも實行するに至らなかつたが、然も此れが爲めに幕府に少からざる打撃を與へた。されば此際に於て、西郷、大久保兩人の再征沮止運動を語るも、決して無用の業ではあるまい。

西郷は慶應元年四月幕府が長州再征の舉あるを聞き、京都に於て小松帶刀と脅ひ議し、四月十二日坂本龍馬と與に歸國し、大久保等と評議の上、愈よ出兵拒絶の藩論を定め、閏五月十五日、岩下佐次右衛門、中岡慎太郎等と與に鹿兒島を

發し、十八日佐賀の關に至り、京都の急報に接し、馬關に於ける木戸等との會見を中止し、中岡と離れ、直航し、二十三日京都に著し、爾來専ら上方に在りて、薩藩を代表し、周旋した。大久保は三月二十六日大阪を發し、四月三日歸藩し、五月十一日再び出發上京の途に就き、閏五月十日入京した。乃ち彼の入京は西郷に先づ向う廻り前後である。

大久保の時事觀察

此の如くして兩人は、上方を運動の本舞臺として、頻りに奔走した。而して大久

保は七月八日鹿兒島に還つたが、九月上旬又た上京した。此れは同人の在京を必須としたるが爲めであつた。當時大久保が、時事に對し、如何の觀察を爲したるかは、薩藩の英國留學生たる新納刑部(石垣銳之助)、町田久成(上野良太郎)に當てたる、八月四日付の書翰が能く之を語りてゐる。今ま其の一節を掲げんに曰く、

今に至候處幕威也益薄く相成閤老など別て心配之由最始之所以有大樹

し迄にて、其餘四國、九州、肅然鳴を潛、且天下之人心、征長を不^レ諾、現實之形行一覽いたし、始之勢とは大に變じ候向、迄も當分にて現に征伐出來候丈之模様に無^レ之、近比に至候得ば、閣老邊は全模様も不^レ存候處、大樹公御獨斷にて御進發被仰出候處、別而込入候と、大樹に罪を打きせ候向之由、實に重疊之罪科、甚鋪と可^レ申候。只今之處にては、進退措置を失候向、如何結尾相成候歟、愚眼之及處に無^レ之候。

道學之書

遣發之期は第一會より酌便譯にて是非長を用て幕威を興強之趣意に
被察、今度大樹公參内之節も、専閣老を助け、假令朝威不_レ相立共幕威を抑立候
見込に候。一橋(慶喜)は譎詐無限、趣意隱然、桑藩尊幕不足論、三藩(一橋、會、桑)を云
ふ幕を補助すと雖も、閣老邊同一同一和とも難申形勢に候。反て内輸之動亂も
難圖機も有之候。况乎三軍之兵氣振起之道理無之、炎天之砌、長路を押而已な

らず、數日浪華に曝し、兵病人懲待、日千金之費處に無^レ之、萬を算へ、一ヶ月五、六十萬に及と云。如^レ此、名に背、義に戾、天時人事を乖候而、勝利を全候例、古今和漢未所^レ不聞也。

と云ひ、更らに一轉語を下して曰く、

一 前條之爲躰にては、清國之蹤跡を踏候に相違無^レ之、實に悲憤に不堪候。去ながら長州戦争以往所謂暴論過激之徒、大抵眼を豁開し、攘夷之不可成を辯別、大に國を開くことを唱候人心に相成候。尤具眼之諸藩は（原註、佐賀・越前、土佐、宇和島等）斷然商法等施行之向に被^レ聞候。若大樹家龍頭蛇尾にして、東下相成候は、益命令不^レ被^レ相行、各國割據之勢不可^レ疑。依^レ之富國強兵之術、必死に手を伸し、國力充満、假令一藩を以すとも、天朝奉護、皇威を海外に灼然たらしむるの大策に著眼するの外無^レ之候。

如何にも徹底したる意見だ。當時の大久保は、積極的に討幕運動を開始せざる迄も、幕府自身は遠からず瓦解するものと見て、徐ろに善後の策を講じつゝある。

つた。

【九】當時の形勢に對する西郷の觀察

立大阪些動

尙ほ西郷が當時の形勢に就て、如何に觀察したる乎は、八月二十八日付、大久保一藏、蓑田傳兵衛當同人の書翰が、能く之を語りてゐる。

先日定式飛脚被^レ差立候以後、大阪も些動立候形勢に御座候。長州よりは再征被^レ仰出候處え罷出候儀不^レ相合、昨年之御所置振に付ての儀に候は、是非罷出候て、如何様共、御沙汰振可^レ承事との趣、藝藩へ爲^レ申入様子に御座候得共、藝にて餘程秘事にいたし候向と被^レ相伺申候。是以幕府より沙汰いたし候事かと被^レ相察申候。先づ長州にては、大阪まで不出掛^レ向と相見得申候。

全く此の觀察通りであつた。吉川も、清末、長府、徳山の三支藩も、出掛けくるものは

無かつた。

畢竟威し掛かは不相知候得共、來月廿二日限不罷出候は、斷然と御所置可れ命令行は幕府出兵

相成との趣にて、大阪に於いて、諸藩へ相達し、口達を以て御國元へも人數手當いたし置候様、阿部公用人より相達候由に申來候に付、出勢の儀は、國家の大事件に候得ば、可討の罪を鳴し、屹と御書付を以て、御達不相成候ては、御國元々懸合出來不申候旨申取候様申遣候處、書面えは、書記がたく候段返答相成、再押候儀も出來不申、夫形類込候位に御座候間、幕命を以相募候儀は、辻も出來申間敷、如何にもして朝命を申下し候手筋も難計候得共、名に立候廉益無き様に罷成候故、期限を誤候事のみを申立候外は有之間敷哉。

此れにて薩藩が幕府よりの出兵命令をはね付けたる模様が判知る。

第一條理を失ひ候上、勢ひ迄も失ひ候ては、辻も戦は出來まじく哉と被相察候得共、斷然の所置を付るとの事に候得ば、無暗に戦を仕掛けかも不被計事に御座候、戦を始候ても益々尾はそれ申間敷事に御座候。

取れずが
戦争尾が

尾とは結局のことである。要するに戦争を打始めて、始末がつかぬと云ふことであらう。

誠に下手な事には、關東にては長州家の墓を悉く發候由、大阪にて兵を屯しつけ置、長州えは彌増薬を與候と申者、其上人情不可忍の墓發をいたし、始終下手が先廻に相成候次第、可笑事に御座候。

幕府の近視眼的政策を、一笑に付してゐる。

右様苛酷の手廻が先達候故、筑前は崩立居候付、五卿邊え手を掛候策有之間敷ものとも不被思候に付、一隊か二隊かは警衛として御差出相成候ては宜敷は有御座間敷哉。若し哉欺謀を以捕取候ては、御國(薩藩を云ふ)の信義に相拘事候間、不容易場合に御座候。譬右の策有之候共、御國元より御人數被差出候へば、決て手出し相成申間敷と奉存候。

此れは太宰府に於ける三條卿を始め、五卿の身上心許なきから、薩藩より護衛の兵を差し向ては如何との意見だ。

筑前の情

筑前の情實、奈良原幸五郎より得と承候處、中々六ヶ敷勢ひにて候得ば、此機會を以、俗論を挫候場も可有之と奉存候付、得と御吟味の上、此圖を不拔の御

計策奉願候。

當時筑前では俗論黨跋扈し、正義派はそれぞれ慘刑酷法に處せられたる際なれば、此時に於て薩藩から五卿護衛の兵を出し、其の氣勢もて筑前俗論黨の氣勢を挫く可き功夫をしては如何のこと。

いづれ此度の一舉にて、公卿方の儀、如何様とか捌可申候付、決て長い事には有御座間敷候、御人數被差出義に御座候はゞ、慥成人不被差出候ては相濟申間敷儀と奉存候。

如何にも用意周到だ。要するに西郷も、大久保も、長州再征には、何たる名義なく、只だ幕威振起の手段として、會津其他が目論見たるものと認め、極力之に反対す可く、一藩の力を擧げて之を沮止せんとの意氣込であつた。

【一〇】諸侯招集に關する西郷の意見

豫測
外艦闖入

外艦の攝海闖入は、薩藩側でも豫期中の事であつた。それは八月四日付、大久保一藏の在英國薩藩留學生新納刑部町田民部(久成)に與へたる書中にも「兵庫開港之義如何之夷情候哉、愈アルコツク之說相立候哉」と不審を懷き、而して更らに在京の同人より九月十五日付、在阪の西郷吉之助、吉井幸輔當の書簡には、「援今朝從關東町便到來、英佛攝海え廻船、御家老方問合之趣にては、述も喰留られ候模様無之、決而參候には相違有まじく」とあれば少くとも事前に之を知り居たるに相違あるまい。

在阪の西郷等が、如何に外艦闖入に付き、其の事情を探知せんと昂め、而して之を好機として、彼等の素論たる、大名を京都に會同し、以て時局開済の目的を達せんとしたるかは、九月十七日付、西郷より大久保への答書が、分明に之を證してゐる。

兩度の御問合之趣致承知候。愈昨日夷船來著、早く情實を得可申含にて、百方手を盡候處、未だ細事相分り不申、今朝小蝶丸乗頭へ相達、異船へ爲乘込、動靜爲相伺候様、相達候處、只今別紙の通申出候。來著の時分より坂本並中路兩人は、兵庫へ相廻し置候得共、未一左右も無之、表通黒田彦左衛門探索方として、兵庫へ御留守居方より差出候。吉井幸輔には、越前邸へ參候得共、委敷不相分、木脇權兵衛は、幕吏へ聞繕方爲致候處、今日天保山沖へ碇泊の船一艘有之候故、右船へ兩町奉行並御目附乗込候趣に候間、來著の趣意相尋候處、日本語を以御方などへ難相呴頭役ならでは談判難出來、乍氣の毒こと挨拶致候故、閑老小笠原爲差越、由候得共、未だ何事も相分不申、明朝に相越候由候得共、其趣未だ模様相知不申、今通の向にては、幕奸より相進めとも不被窺候得共、油斷は不相成候。

薩側の疑

此れは當時英艦に乗り組み居たるサトウの記事と對照して、大體に於て事實に幾きもの日本語にて挨拶したる外人は、サトウ其人か、若しくはカションで

あつたらう。而して薩側では外艦攝海闊入は幕側より之を慾通したりとは信せざるも若干の疑を存したることは、前文によりて之を推察することが出来る。

夷船は都合九艘にて、英船五艘、佛船三艘、蘭船一艘にて候。其内佛船一艘は、天保山沖へ懸居候。外八艘は兵庫へ相廻居候。皆蒸氣船にて御座候由、只今迄の形勢相分候のみ申上候。明日に相成候は、何分相分り可申、速に申上候様可仕候。

以下が西郷其人の意見である。

今日參内の儀、御延引に及候儀承及候。如何の譯にて相延候哉、不審の事に御座候。

此れは將軍が十六日には大阪より入京してゐるのに、十七日に參内延期は何故ぞとの疑問。

何れ幕手を相離れ、朝廷約定の御願申上候は、何れ各國の諸侯被召呼天下の

公論を以て、至當の御處置不相成候ては不相濟、只幕府より申出候計にて、兵庫開港勅許共相成候様の事に陥り候ては、皇國の御辱此上も無之事に寄り、堂上方の例の恐怖心にて、義理も分別も有之間敷か、不堪嘆息儀に御座候。此段早々形行迄申上候。

九月十七日

西郷吉之助

大久保一藏様

大久保運動

此の如く一方には長州再征の名義なき所以を高調して、出兵を拒絶し、他方には外艦の攝海闊入に對して、幕府の専斷を容さず、諸侯を輦轂の下に會同して、評議を凝し、以て國論を一定し、それを實行せんとする、これが薩側の態度であり、意見である。斯る場合に將軍の入京あり、參内して征長の勅命を請はんとするに際し、在京の大久保利通は、猛運動を爲して、其事を沮止せんと企てたが、幕府側の手は、蚤くも中川宮、及び二條關白の方に廻りて、折角の努力も遂ひ

に其の目的を達する能はなかつた次第は、更に大久保より西郷に與へたる書中に審かである。

【一】大久保の猛運動（一）

九月二十日の夜に到りて、朝議は漸く將軍に長州再征の勅諭を賜ふこととなつた。此れは主として一橋慶喜、及び松平容保、松平定敬等の運動による。而して中川宮即ち尹宮と、二條關白とが、其の呼應者であつたことは申す迄もあるまい。されば豫て薩藩と親密に、而して薩藩の意見を朝廷に於て代表する近衛内大臣忠房は、朝議の趨勢を、二十一日の拂曉在京の大久保一藏に急報した。此に於て大久保は猛然として起ち、必死の運動もて、之を沮止せんとした。

彼は近衛内府が、山階宮に赴く可きを諭したれども、人を射らば先づ馬を射よ

大久保猛
事實底
事実底
起

説再征長勅

の諺通り、當時朝議に尤も重を爲すは中川宮にして、然も又た幕側に同情あるも亦た同宮たるを知り、自から進んで宮の意見を廻らす可く出掛け、殆んど之を説破し、更に二條關白に赴き、堂々と關白の意見を説破したが、事既に決したる後にて、大久保は議論の上にては勝利を得たが、事實の上では幕府をして、其の全勝を博せしめた。左に掲ぐるは、其の曲折を、大久保が在阪の西郷に告げたる九月二十三日付の書面だ。

近衛内書
を下さる

一廿一日早朝亦二印之通御内書被成下候。

二印とは別紙、御内書とは近衛内府の書狀を云ふ。

大久保尹
宮參殿

此れは近衛より大久保への内書の内容だ。尹宮は幕側、山階宮は固より薩側だ。既に今日(二十一日)大樹參内に候得ば、端的之間合にて、大事之成否に關り候止、山階宮え出候様と之御事には候得共。

既に今日(二十一日)大樹參内に候得ば、端的之間合にて、大事之成否に關り候間、兎角尹宮え參殿、打破つて大議を吐き動し立候外無之と決し、參殿之處、夜

前徹夜之御評議にて、未御寝中にて已刻(午前十時)頃拜謁被仰付候。

此の如く大久保は内書の意に反し、反対側の大頭目と目指されたる尹宮に参候した。徹夜の評議とあれば、如何に朝議が紛糾したるかは、想像に餘りありだ。

扱言上仕候趣は、弊藩(薩藩)之儀、幕府は勿論、朝廷より御嫌疑を奉請候得ば、御名儀共被行兼候と察し候得ば、存慮申上候所存は無之候間、小臣等に於ても同様之心得にて、其趣意を奉じ、是迄黙止候得共、既に今日に至て、朝廷内外之御大事若處置を被失候ては、乍恐奉勅道無之、王家之衰威、顯然に候間、實に不得止一己之存慮を以言上仕度參殿仕候。

此れは大久保が宮へ向つて參殿の理由を告げたるもの。

尹宮御返

既に昨日は御評議も被爲在候由、如何之御内評に被爲在候哉。何分奉伺度申上候處、其事には昨夜も段々紛々之論にて候得共、眼前外患も迫り居候得ば、内外一時難を釀候ては、迹も不容易難事に候間、兎角列侯被爲召、公論を以相決候方可然と之説相立、其議に同じ、當職より市、會、桑、一橋、會津、桑名え御示談

相成候處、承知之體無之。攝海夷船之事は、阿部豊後守下阪いたし候得ば、應接之上御受合申上退帆爲致申候間、此義は御安心可被成、列侯被爲召候事に相成候得ば、大に時日を延し、其内如何之故障到來も難圖、且亦幕之職掌も不相立候故、是非言上之通、御許容相成度趣、推て申張、色々御諭も相立候得共、中々聞入丈に無之、終に不決して夜も明候由。

以上は尹宮が、大久保の質問に對しての返答だ、當職とは二條關白のこと。幕府側の主張は、恐らくは専ら一橋慶喜之に當りたることであらう。

意進兵の趣書面を以申上大意右之通趣意之由。

防長處置之儀、順序を追ひ、種々手を盡、末藩兩家を召呼候處御請不致、尙時を延し、外末家又は本藩家老召呼候得共、奉請之體に無之、既に二十七日之期限も差迫り候間、其上御請不致候はミ、不得止兵を進め、糺明仕度云々。

右大意之趣にて候段、御嘶に候。

これは尹宮から大久保への談片である。二十七日とは、之を幕府から長藩へ其

の支藩主家老等上阪の期限としたのだ。

追々承候得ば、内實は、當夜言上之通被聞召と之趣にて、勅許相成候筋御内定相成候由。初め玉石を分ち、至當之處置可致と之御文言有之候處、御削被下候様申上、相除候由。

然るに内實は勅諭降下の事、既に朝議にて相ひ決したる次第が分明だと云ふことだ。乃ち不決とは表向の事にて、其實は内定したのだ。

【二】 大久保の猛運動 (二)

如何に大久保が尹宮(中川宮)に向つて、猛烈に意見を具申したるかは、左記を見ても判知る。

右形行承知之上言上仕候は、全體今般大樹公(將軍家茂)御進發と申は、當春上

洛之御沙汰相成候末を以て、一二應は御斷も申上、終に進發と申ものにて、大軍を率し發途下阪之序に上洛、參内之上、恐多も長州處置之儀は、輕舉無^レ之、至當之筋を得、人心悅服いたし候様、處置可致と之趣、宸翰を以被^レ仰下、御内定之處、市會桑（一橋慶喜、松平容保、同定教）より推て御拒み申上候處より、三藩（一橋、會津、桑名）之怒を恐怖せられ、御止に相成、終に右之趣意、勅語を以大樹公え被^レ爲渡、謹て御請退坐之處、閣老阿部（豊後守正外）御書取之旨を奉せず、返上いたしう度、強情に申張、終に御請取にも相成候由、其餘之言上之内、朝廷之微弱を蔑視し、暴威を以不遜不敬之語を發し、奉悲嘆候次第、天下有志之者、悲憤切歎せざるは無^レ之候。

以上は將軍が五月十六日江戸を發し、閏五月二十二日入洛參内の事情に付て痛説す。

且亦進發之趣意御下問之處、昨冬御征伐之末を以決候譯に無^レ之、異人え私に家來を渡し、兵器を調、密商等之確證を得、進發仕候段御届にも相成候。然ば三

追討名義

ケ條之義、明白糺明之上ならでは、處置も難附、處置之上にも輕重之典も可^レ有之事に御座候。末藩家老等を召呼、御請を不^レ申上、追討之名義、何れに有^レ之候哉。

三ヶ條とは、海外に長藩士を派し、武器を調へ、密商を爲す云々の件を云ふ。以上は追討の名義無きを云ふ。

非義の勅命

若朝廷是を許し給候は、非義之勅命にて、朝廷之大事を思、列藩一人も奉じ候はず、至當之筋を得、天下萬人御尤と奉存候てこそ、勅命と可^レ申候得ば、非義勅命は、勅命に有らず候故、不可^レ奉所以に御座候。

天下悉く
長州たらん
ば如何

しかれば只今にては、防長ニヶ國に候處、右通列藩命を不^レ奉日至つては、前後左右長州たらん時は、如何に御處置可^レ被^レ成哉、只今衆人之怨、幕府に歸し候處、即朝廷に背候様相成候得ば、幕府之難を御買^レ成候道理に御座候。

天下を擧げて、悉く長州たらば、如何に之を討伐せんとするも、亦た如何ともす

る能はざらむ、而して從來幕府が天下の怨府であつたが、此れから朝廷が天下的怨府となり玉はんこと覗面である。

ケ様申上候得ば、長州え同意、或は討幕之趣意とか可被思召候得共、かゝる大事に臨み、左様之私意を以論じ候ものに無之、只名分之所存、大義之所關を以御議論申上譯に御座候。若市、會、桑、閣老邊え御示被下候はゞ、別て所望候間、義理判然可仕候。假令其上幕罪に被陷候共、辭退不仕心底に御座候段演説、如何可被思召哉と、御伺申上候。

以上は大久保が尹宮へ直接其の意見を開陳したる大意を、自から記して、在阪の西郷へ申送りたるものだ。

實に尤と計にて、暫し御當惑之體にて、良あつて後難之處は、左も可有之、市、會、桑より言上之勢、何分手強く候故、逆も微力に及候丈に無之と御嘆息にて、尤之趣意ながら、中々被行兼候間、此方も(宮自から言ひ玉ふ)今日參内之上、當職(關白)え御斷申上、早出いたし候含に候段、御沙汰候故。

尹宮御嘆息

以上は尹宮の大久保へ向て申されたる大要。

夫は奉恐入候。如此大事に臨み、御傍觀被成候て、御本意に叶ひ可申哉、何等之爲に、御歸俗被爲在候やと可被思召哉と、押詰奉り候處、成程尤之事に候。左様ならば逆も此方一人相含候ても無詮候間、當職(二條關白)え、是より參殿いたし可吳最早時刻も移り候間、早々と被仰候。委曲奉畏候得共、中々不都合之私、拜謁被仰付候程無覺東段申上候處、御眞書御渡、是を持參候様と之御事にて、則御請取、二條家え參殿いたし候は、既に未刻(午後二時)に相成候。

此の如く大久保は、尹宮を説破し、官の添書を携へて、轉じて二條關白を訪問した。

二條家
の添書
關白

【一三】 大久保の猛運動 (三)

二條關白

拜謁 大久保が中川宮を辭して二條關白を訪問したるは、九月二十二日午後二時比

であつた。

形行高島え申入、御書差出候處、程なく拜謁被仰付候付、前條宮え言上之趣同様、無殘處申上候處。

御書とあるは、尹宮の添書だ。

御沙汰に、先づ何は扱置、近來此方薩を拒、幕臭有之と之説、段々申觸候段、折々聞及、甚迷惑に存候、兎角愚蒙此方不行届之義は、多々有之候事候得共、御名殿基本を被爲開候てこそ、如此に相成候得ば、忠誠無二之藩たる事は、兼て所存候間、左様相心得可吳、決て色々聞込も可有之候得共、解釋いたし候様、初に御沙汰に候間。

これは二條關白の自から辯疏したる所だ。御名とあるは、薩藩主の名である。大久保が故らに藩主に對して敬意を拂ひ、斯く記したるもの。二條の幕臭は、當時天下に隠れなき沙汰であつたから、斯く自からも氣附きたるものであらう。以

下は大久保の之に對する言葉。

大久保言

以上之外なる事を奉承知候、御名存慮、朝廷幕府之嫌疑、如何様蒙り候逆、忠誠之變ずる所無之勿論、方寸之内、明白に候得ば、確乎として人を怨候儀無御座候。小臣等趣意を奉ずる分に候得ば、御前方は御拒み之何之と申事、思も寄らぬ事候間、御安心被成下候様申上候。

此れから愈よ問題に入る。

關白御申

扱御沙汰に、防長處置に付、言上之趣至極尤に候。昨夜も段々議論も有之、全體此方所存、只今に成ては不得止譯と存候。寛大之御處置と申は、伏罪之上に有之譯にて、當夏比迄は、伏罪中之事候間、大樹參内之節も、不可討之論にて、進發を止め、寛大に處置之順序を追ひ候様、御達に相成、右之旨を奉じ、姫路迄發行を止め、華城に滯在之順を追ひ、末家並本藩家老召呼之義兩度相達候處御請不致、殊に昨冬伏罪之節、御達相成候四ヶ條之趣。

五卿渡海之事

山口城破却之事

激徒處置之事

謝罪狀之事

右之内五卿渡海之事而已は奉じ候姿に候得共、無間も山口城は則築城、激徒も直様再發、只今に至ては、返て登庸いたし候場に相成、謝罪狀も不^レ差出、是を以伏罪に無^レ之義、顯然候得ば、伏罪せざれば則朝敵相違無^レ之候、本之朝敵に返り候得ば、可^レ討之義不及^レ論候處、昨夜議論中に、眼前異舶來航之處、一時に混じ候ては、大事之譯に有^レ之候問列藩之存慮、御尋相成度と之筋相立候事故、其義は此方（三條關白自ら云ふ）も尤に存じ、同意之上、武邊え論じ候處、異舶之義、御請合云々と申事にて、不得^レ止、其事不^レ被行、終に言上之通被聞召と之趣にて、御内定相成たる事に候と之趣、御答に候問。

以上は二條關白の大久保に向て答へたる概要、如何にも要領を盡くしてゐる。然るに大久保は以下に於て、逐一之を辯駁してゐる。

大久保辯

夫は一通り御尤に候得共、形而已を推し候譯にて、本を糺し、筋を不^レ踏御論と奉^レ存候。全體幕府進發する趣意、盡く朝命に反し、剩さへ參内之節、朝廷を奉^レ輕蔑候始末、天下所^レ知にて、誰か是を可^レ憤、勿論御當地（京都）より大坂邊は下四夫に至迄、幕府を惡事甚舗、進發に付ては、最初尾老公（徳川慶勝）、越老公（松平慶永）、藤堂侯（藤堂高猷）、伐長之不可を、名義判然建言にも相成候。親藩さえも御爲に不宜と存候者は、名を正し義を明かにして、言上いたし候を、是を止め候譯に候問、列藩におひては、不^レ伏之形差見得候譯に御座候。

二條關白は、幕府側の立場から長州の罪を鳴らし、其の征伐せざる可からざるに立ち至れる次第を縷述したが、大久保は寧ろ否幕府の立場から、幕府の根本的誤謬を指摘して、堂々と之を攻撃してゐる。而して其の論旨は以下につづく。

二條關白の立場

【一四】大久保の猛運動 (四)

幕府暴命

大久保の二條關白に對する辯論は、尙ほつゞく。

然るに長州にゐて、昨冬解兵後、早速御處置振御達相成候はゞ、無異議可奉拜伏候處返て尾總督(徳川慶勝)幕府之嫌疑に觸、出府を責候譯共存之、尤上洛之命も不奉、加之大膳父子出府、五卿護送之暴命を傳へ候次第、世人非議せざる者無之、如何様伏罪之者たり共激せざる道理無之。

以上は幕府が其の措置を誤りたる次第を、事實に徵して云ふ。元治元年十二月二十七日が、征長總督尾州老侯の、各藩に向つて、撤兵を命じたる期日だ。幕府は其際速かに長州に對して、穩當中正の措置を施す可きであつた。然るに却て尾州老侯を疑ひ、其の出府を督責し、將軍は朝命に拘はらず、上洛の命を奉せず、却て毛利父子の出府、五卿を江戸に拘致するの暴命を傳へた。

幕府反の報

然る處當春尙亦朝廷之寛容を以、大膳父子召呼、五卿護送之義、先づ差置、速に

上洛いたし候様さとし給ひ候を、種々御斷申上候上、終に進發と申て出懸候譯に御座候。尤昨冬征伐之末を決候譯に無之、三ヶ條之罪狀を以進發いたし候譯に有之候と之事候得共、決て叡意背きたる譯に御座候。

度々上洛の勅命を奉せず、遂ひに長州征伐を聲言して進發した。而して其の聲言する所は、第一次征長の結末を附くるでなくして、長州の新たなる罪狀——即ち人を海外に派し、兵器を購ひ、密商を爲す等——の爲めと云ふ。

且亦昨冬征伐之末に無御座候得ば、筋も違ひ候義、全幕之私闘に候得ば、長州假令伏罪とは乍申、首を伸して相待候道理無之と奉存。

如何にも長州側に取りては、好辯護士を得たるものだ。

夫を本之朝敵に復し候とも難心得。若其通にて、勅許相成候得ば、反命之國々多く、如何御處置可被成候哉、寛大之御處置は伏罪中之譯と之御趣意に候哉、朝敵と申者に候へば、誅伐に及候事に候處。

更らに一層を進んで辯論す。長州が幕府の命を奉せざるは、幕命が間違つてゐ

の征討勅許

幕の私闘

るからだ。若し幕府の願ふ通りに勅許あらば、長州のみならず、他の諸藩も恐らくは之を奉せざる者多からむ。然らば之をも共に朝敵として討伐す可き乎。

昨冬寛大

の當然

時世に依
る輕重に依
る取捨

全體當時皇國幕府之失體より、内混亂し、外患切迫之處より、昨冬御征伐にも謝罪御採用、時世に應じ、寛大之御處置爲相成事と奉存候。

罪魁は幕府である。天下内外の混亂も幕府が其の措置を誤りたるより發生したるもの故に長州に對しても、寛大の措置を、征長總督は取つた所以だ。

左候得ば時世に依大小輕重之取捨にある事には有之まじくや。異船之去來を以、憂之緩急を論候は難心得。假令此度來舶せず共、兵庫開港は、彼等年來の宿望に候間、寛と申譯に無之と、一々辯白(歎)いたし候處、成程尤之義に思召候と之御義に候。

論は終に兵庫開港一件まで進んだ。當時外艦攝海闊入の際なれば、此に及ぶは當然だ。

關白閉口

外に數件御問答有之候得共、段々理を盡し申候處、終に御閉口にて一々言上

關白閉口

之趣利害得失尤に候。

此の如く遂ひに二條關白を閉口屈服せしむるに到つた。如何に大久保の意氣込が猛烈であつたかは、言外に之を察することが出来る。

關白質問

然るに昨日迄、市(一橋)、會(津)、桑(名)同意いたし、夜前も同斷にて、御内定迄も相成居候。就ては實に難問にて、若御許容不相成候得ば、忽ち眼前混雜を生候は、案中に候。如何いたし宜舗候半と御尋に付。

此れは二條關白から大久保への質問の筋だ。

關白の配

御許容無之と申譯に無之、重大之事件、於朝廷も御裁斷難被遊候間、諸大名存慮御下問相成と之趣を以、御達相成候得ば、何も子細無之と申上候處、成程其通候得共、そこに成候と、市、會、桑之處は、辭職退身と申事に相成候は、案中。左候得ば、忽ち混雜いたし、東西隔絶之勢相違無之との御事故。

此れは一たび大久保の意見を容れん乎、一橋慶喜も、松平容保、松平定敬も辭職し、朝廷と幕府との乖離を來たさんとの心配。此れは二條關白としては尤の次

第だ。

鎮攘論轉じて倒幕政略となる

封建制度の弊として、徳川氏の末迄、幕府列藩を通じて、顯貴、當路者は慣々事を解せず、而して天下の變は意外に續發し、殆ど底止する所を知らず。苟も非常の大更張を行ひて、天下の耳目を一新し、衆智衆力を合して、至難に當らざれば、國家の安危存亡未だ知るべからず。事に至りては、徳川氏の興廢何か有らん。藩主の信を一時世人に失すると否と、豈に復た深く省るを要せんや。唯萬世一系の皇室あるのみ。億兆の人民あるのみと。是れ維新前後に於ける憂國志士の懷抱なり。乃ち之を換言すれば、世界の大勢は駭々として東漸し、我が上下の頑夢を警醒し、外交の關係は、竟に我が日本帝國に大君政府を容るゝの餘地を有せず。是に於て王權恢復、天皇親政の舉は、獨り我が二千年來の國體より起りしのみならず、亦彼我外交上に於ける主權者相對の體面より、必要を感じしこと多からずとせず、彼れ大久保市藏等が外艦攝海に迫りし時に當つて、薩摩の代表者として、一藩を率ゐる攘夷の先鋒たらんと上書せしが如きは、其の目的別に在るあり。之を彼の義日生麥事件の結果、英艦來襲せし時に於て、薩摩が幕吏立會の下に媾和を乞ひ、償金を諾せし舉動に微すれば、此の時日本

の兵力が到底彼等外國に敵せざりしこと明かなり。一英國の兵、猶ほ且敵すべからずとせば、豈に復た數國の聯軍に當るを得んや。大久保の聰明なるや、此の如き賭易き道理を知らざるにあらず。然も此の上書を敢てしたるは、乃ち謂はゆる鎮國攘夷の論、此に至りて已に政略的性質を帶び來りたるものにして、彼は之を利用して、一日も速に徳川幕府の命脈を斷ち、王權を恢復せんと謀りしに過ぎず。〔開國大勢史〕

【一五】 大久保の猛運動（五）

二條關白の最後の心配に對して、大久保は左の如く解説した。

成程左様之譯も可有之候得共、勅許相成候先き之御難事を御勘考被爲在度、其節に相成候得ば、御安危に拘る御大事に候。右通條理相立候御沙汰を、不平を生、辭職退身など申上候者、朝廷に對し、不臣之者に候間、其通被仰付可然事

に御座候。

一橋でも、會桑でも、非理の申分にて、辭職を申出でなば、どしどし御許可ありて然る可し。

責強調
關白の職
關白遣辭

兎角當職之御任は、大事を決せられ候に至公至平を以大義之立る處にて、無御觀念御裁斷不_レ爲_レ在候ては、凡て私に陷候。右之御趣意、則幕臭之評御請被成候處に御座候と申上候處。

此れは大久保が關白の職責を説いて、二條齊敬の大決斷を促がすところ。其言剉切を極む。

左様ならば、兎角内府公(近衛忠房)、尹宮、山階宮御示談被成、十分御盡力可_レ被成候間、内府公え尙亦申上可_レ吳返す返す朝廷之御爲を存言上之趣意尤に付、相叶候丈は振はまり可_レ相盡候得共、若不_レ被_レ行時は、薩論を拒候など、心得不_レ吳候様、御願被成と之御事に候問。

此れは二條關白の言、恐らくは口では閉口したが、心では到底御内定の通り實

行す可しと相決し、豫じめ斯く其の遁辭を製造したるものであらう。

奉_レ恐入候。其段は御懸念被_レ下問敷、乍憚若不_レ被_レ行時は、今日限之朝廷と奉_レ存候

段申上、退出直様内府公え參殿、形行申上候既に酉刻(午後六時)に及候。

流石に大久保も大なる針を一本、二條關白の頂頭に打つて去つた。

一廿二日、昨夜半、三印之通御内書。

此れは近衛忠房が、爾後の顛末を、大久保へ内報したるもの。

内府公より被_レ下候。依て今朝(九月二十三日)尹宮參殿之處、精々言上之儀に付、四人(尹宮、山階宮、二條、近衛)申談候上、衆議に涉候處、段々異論も有_レ之、尤武邊え御談之處、固より異論にて、終に叡斷を奉_レ乞候と申事に相成、當職より於_レ御前逐一言上之處、既に昨夜内定之譯も有_レ之、此節は幕え委任被成、しかし薩州より爲_レ皇國言上之趣意、御感不_レ淺と之御沙汰も被_レ爲_レ在候。折角之志を以、申上候義不_レ被_レ相行_レ遺憾に可_レ存候得共、返す_レ宜鋪汲取吳候様、淺間敷御挨拶奉_レ承知_レ奉_レ恐入候外無_レ之。

此れは中川宮へ參殿の上、御挨拶を承りたる次第。

關白釋明

且亦當職より參殿いたし候様申來、罷出候處、前條大同小異之御挨拶長々敷、尙此上多難之御時節候間、不差置存寄申上候様御賴被成候言不行に懲り、以來何も不申上といふやうなる事にては、大變に候間、決て不平を不生やふと、

クド々敷御沙汰奉承知候付。

以上は二條關白の釋明。

大久保挨拶

全體言上仕候も爲朝廷にて、決て私論を以、薩之ために申上候義に無之候間、不被行とて、不平を生候などとは、不思寄事に候。しかし此度之大事去れりと可申候得ば、皇國忽ち暗夜と成候心持にて、千載之遺憾に御座候と申上、退出いたし候。

如何にも思ひ切りたる挨拶だ。

右之通大略之形行にて御座候。急卒之間、不綴之文言、餘計之小事等書載候間、御取捨を以、御推讀所仰候。以上。

九月廿三日

一
藏

吉之助様

追て尙亦昨日正三卿（正親町三條實愛）え承候得ば、大樹え佩劍陣羽織地之錦三卷、會より前以當職え周旋拜領相成候由、深意あるべし。

一 勅許願之書面之内に、何れ兵を西し、糺明仕度、兵機之寛急遺算無之様指揮可仕と之趣、正三卿御嘶也。

以上の長文は、文字には精彩を缺くも、其の辯論應接の約略は、擧げて漏らす所なく、如何に大久保其人が全力を傾けて、勅許の一件を廻らさんと努めたかが判知る。大久保は決して尋常遊説の士では無い、彼は濫りに言笑せず、然も其のいたび口を開けば、其の議論は堂々として、犯す可からざる氣勢が之に伴うて發生す。其鋒眞に當る可からざる概がある、啻だに有力なる薩藩が、其の背景であるばかりではない。

大久保勢

一會桑の
憤激

〔二六〕相手側から見たる大久保の猛運動

一橋慶喜や、松平容保、松平定敬等に於ては、漸く朝議を纏め、愈よ將軍參内、征長勅許とまで漕ぎ付け、正さに其の通りに實行せられんとする刹那に際し、忽ち大久保の猛運動にて、それが沮止せられんとするを見て、如何に彼等が憤激したるかは、左記に徵して知る可きだ。

此時將軍は既に施薬院に來りて、關白の參内を待合はさる。公及肥後守、越中守等皆關白の參内遅々たるを怪しみ、川村惠十郎に、肥後守の家臣を副へて、關白邸に候はしむれば、方に一藏が進言の最中なりき。公狀を聞き、攝錄の重寄に任じながら、匹夫の議に動かされて、參内の時刻を移し、剩へ輕々しく變せんとするは奇怪至極なり。斯くては將軍を始め、一同職を辭せんのみと激怒し給ふ。やがて關白參内ありて、山階宮、近衛内大臣と共に、公、肥後守、越中守に對面せらる。山階宮内大臣は、又も朝議を變せんと企てたれども、公等決議

を固執して動かず、叢虚も其議を容れ給ひければ、薩藩の抗議は遂にに行はれざりき。〔徳川慶喜公傳〕

川宮參殿

尙ほ大久保の猛運動に就て、朝彦親王御日記には、左の如く記してある。

今朝(廿一日)大久保市藏推參にて申今條、左に、

今度大樹願之通、進發御免不宜、急度御止め願度旨、防長罪決而無之、一度伏罪たるに依也。都て昨日内府(近衛忠房)より議論之通也。仍て關白え傳書遣候事。六個敷旨及返答遣候也。

とある。又た、

大久保市藏え返答之處、此度言上之儀、御満足に思召候得共、御採用は難被遊旨、可及返答旨御沙汰之事。

とある。而して又た、

廿二日、今朝大久保市藏參る、仍て昨夜之通申聞候處、朝廷是かぎりと、何共恐入候次第と計答、早々歸候。

大久保早

早退去

とある、極めて短文であるが、如何にも大久保の不平滿々の情態が活現してゐる。

朝彦親王
物語り

大久保進
言の強硬

尙ほ朝彦親王が、九月二十五日、福井藩中根新左衛門を召し、親しく當日の事情を語りたる次第は、左の通りだ。

是月廿一日、大樹公參内せられ、此方始國事掛一同にも參内する筈なりしが、當時薩藩大久保市藏、此方の許に來り、本日大樹公の參内せらるゝは、軍を長防の國境に進むる事を奏請せらるゝ爲と承はりぬ。然るに長防再征の舉は元來名義不分明の妄舉なるを以て、天下の諸侯大概之を非とし、殊に尾越、津、薩の四藩は、斷然其舉を諫止する目的を以て、進發に先だち、言を盡して建議に及びしを、幕府は毫も其議を容れず、遂に今日に至れるなり。故に今後強て軍を進めらるゝも、天下の諸侯甘んじて出兵する者はいくばくもあらざるべく、別して尾越、津、薩の如きは、一人たりとも出兵せざるべし、されば朝廷に於て、萬一今日の奏請を容れらるゝ事ともなりなば、天下諸侯の大半に、忽朝

敵の名を負はせられざるを得ざるに至るべきか。實に至重至大的の場合なれば、今日の奏請は、斷然御拒絕の方然るべし云々申聞け、尙關白殿下的許にも參り、同じ趣意を陳べ、此時は言論殊に激切に涉り、大久保市藏の議なる事を、何方へなりとも仰出されよとまで申立、容易く退出せざりし由。

以上は大久保の書簡、朝彦親王御日記、何れも大同小異だ。

關白動か
さる

斯くて(二條關白)殿下的參内、殊の外遲々に及ばれけるが、大樹公當朝より施藥院に在て、殿下の參内を待合されし事故、一、會、桑の輩、大に心を苦しめ、川村惠十郎及會藩某を殿下の邸に遣はししに、彼大久保が頻々申上居る最中なりしを以て、兩人は襖を隔てゝ、其議を側聞せし由。其後殿下參内ありて、進軍は然るべからずと仰出されければ、一橋大に激怒して、大樹の參内せらるゝ場合、匹夫の議を聞かるゝ爲め、猥に時刻を移し、然のみならず、其議に劫かされて、輕々しく朝議を動かさるゝ如きは、實に天下の至變といふべし。斯くては大樹始一同當職を辭する外あるべからずと申放しければ、殿下殊の外迷

惑せられ、遂に奏請を容れらるゝに決せしが、爾後大久保の評判甚宜からず、併せて越前の事をも悪しまに申罵る事になれり。〔續再夢紀事〕以上は何れも向側から觀察したる大久保の猛運動の始末だ。之を見ても如何に大久保が、其の全力を傾倒して、反対運動を、一人に背負つて活躍したるか判知る。

【七】將軍參内して征長の勅許を得

將軍參内

大久保の猛運動に拘らず、一橋慶喜、松平容保、松平定敬等の豫定の計企通りに、將軍は二十一日參内し、愈よ征長の勅許を得、首尾克く退出した。其の顛末を擧ぐれば左の通りだ。朝彦親王御日記に曰く、

大樹於御學問所御對面、其節昨夜之寫、書面之通之書取差出候由、且進發候て

も、決而無ボウに討懸候にては無之、其上之順序ををい候儀も言上候事。其後先關白、予(尹宮)兩人被召、其次に大樹被召、進退みだりに不致様……大樹御暇御劍陣羽織地三卷賜之、退出之事。予は御小座敷御對面済、退出、丑半頃也。

とある。之を見れば大久保の運動は成功せざりしも、多少の效果はあつたことが判知る。丑半頃とあれば、翌二十二日午前三時頃だ。尙又た長橋局日記には、廿一日大樹公參内に付、内獻物七種の御ませさかな一折、外に御料紙箱、御硯箱一箱御獻上、ぐろく塗りまき繪也。……議奏衆より大樹參内に付、御學問所にて、天盃御昆布鮑にて御よろしくや伺あり、伺とをりと申。六つ半(午後七時)頃、御表より大樹公あんないのよし申入あり、ほどなく參内のよし申入あり、八ツ時(翌廿二日午前二時)御學問所にて御對面、新廊下より女房にて、御引直衣にて出御成、御すそ帥典侍殿、御内々御劍長橋はかまばかりにてもち參る。濟せられ候て入御成、御小座敷にて御對面、御引直衣、關白様、尹宮様大樹公めし、御くわし、御せんじ茶、御上も出る。御はいせん男かたなり。關白様、尹宮様、大

參内狀況

樹公當番の近習の殿上人御はいせんなり。御しりぞきにて、直に又々御學問所にて、御いとま御對面に出御也はじめの御とをり、御昆布、炮にて天盃たまふ。陣羽織御剣を賜り候。御するく濟せられ、御退御禮申入られ候。大樹公御ともの武家十人へ、いろく御ちそく御くわし下さる。

大樹公參内、御小座敷めし候せつに、親王様御一所にて、御對面成、御わらは御直衣なり。

とある。されば將軍家茂は、此節祐宮親王、後の明治天皇にも、拜謁したものと察せらるゝ。尙ほ將軍の隨行者は、非藏人日記に、

將軍隨行者
將軍奏狀

一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、阿部豊後守、松平周防守、其餘若年寄、高家等隨從參勤、一橋肥後守、越中守等、於露臺下殿下已下度々有御用談。

とある。而して徳川家茂の持參したる書附は左の如し。

防長處置之儀に付ては、兼て奏聞仕置通り、條理順序を逐ひ、不審の件々篤と糺問之上、夫々處置可仕奉存、毛利淡路、吉川監物、大阪表へ早々罷登候様申

達候處、登阪延引仕候に付、自然兩人差支候は、外末家並大膳家老共之内申合、當月廿七日迄に、無相違出阪候様、重て申達候得共、今以登阪の模様も無之、此上彌違背に及候は、最早寛宥之取計も難仕候付、無餘儀旌旗を進め、罪狀相糺可申奉存候、尤兵機緩急、其外篤と熟考之上、遺策無之様處置可仕奉存候。此段奏聞仕候。

此の最後の一節は、隨分議論あつたものと察せらるゝ。朝彦親王御日記の九月十七日の項に、

廣澤富次郎參る。大樹言上之書面案持參、終句討入之文言有之、仍不承知申聞、問罪にて無之ば、盡力是かぎりと申聞候。然所外嶋喜兵衛同座にて、段々議論有之、先々問罪二字は入文言は、今一應勘考之旨にて、兩人歸候事。

とある。兩人いづれも會津藩の要人である。此れにて見れば將軍の書附——少くとも其の原案——は、會津藩士の手にて成りたるものと察せらるゝ。而して其の文句は、尹宮の御意見にて、緩和せられたるものと察せらるゝ。尙ほ勅許書

は左の通りだ。

勅許書

言上之趣被聞食乃賜御暇候猶長州一舉相濟候はゞ御用有之儀候間早途上京之事兼て被仰出候。

此の如く種々の曲折を経たるが、當時二條關白、尹宮と、一橋慶喜、松平容保、松平定敬との間には、殆んど一種の協議成立し、特に慶喜と、尹宮とは、頗る相得たるものあり、その爲めに朝議は概ねその意見通りに決したる趣きがあつた。

第三章 開港一時延期

【八】攝海闊入の外人と最初の應對

却説外艦九隻は、九月十三日横濱を發し、十六日兵庫に泊し、二隻は進んで天保山沖に入つた。既記の如く〔參照四〕大阪町奉行松平大隅守、井上主水正、目付赤松左京等往いて、佛國公使の伴うたる譯官カシヨン、英國公使の伴うたる英國譯官シーボルトに就て、來意を質した。其の問答は左の如し。

九月十七日、二本檣蒸氣軍艦佛蘭西船キンシャン、天保山沖碇泊致し候に付、町奉行支配向之者立會差遣、來意相尋候處、奉行え面會致度旨申聞候に付、松平大隅守、井上主水正爲立合、赤松左京支配向共、右船へ相越佛國カシヨン、英國シーボルト・アレサンドルへ面會、應接左之通。

大隅守

第三章 一八 摄海闊入の外人と最初の應對

七七

大阪町奉行の往訪

その問答

今度當地え罷越候は、何等之用向に候哉。

カシヨン

御老中方へ御面會申上候。阿部豊後守様には、御在阪にや。

大隅守

豊後守は上京被致候。

カシヨン

松平周防守様は御在阪候哉。

大隅守

同人も上京致居候。用向の趣意一と通り承知致度候。

カシヨン

御話申上度候得共、御老中方へ御面會之上申上候様、命を受罷越候故、乍御氣之毒、御話難申上候。御老中は誰様御在阪に候哉。

大隅守

小笠原壹岐在阪に候。

カシヨン

左候は、壹岐守様え御面會願度候。尤御逢相願候者は、私共兩人、外に英國より亞米利加人名代マリタナリソン、阿蘭陀國アースソン都合四人に御座候。

大隅守

是より引取一應申聞候上、猶可及挨拶候。承知之上は、天保山最寄迄、壹岐守出張可致哉と存候。否申入候迄相待候様可被致候。

カシヨン

否迄相待候様可致候。乍去其以前上陸致度候間、案内の者一人御残可被下候。

大隅守

應接所迄上陸不苦候。案内の者殘置可申候。

應接場所

カシヨン

應接申候場所は何れに候哉。

大隅守

カシヨン

天保山最寄に相應之家居有^レ之候間、右へ案内可^レ申候。

大隅守

カシヨン

山口駿河守は、當時當地へ參り候哉。

大隅守

カシヨン

幾日頃大阪え參り候哉。

大隅守

カシヨン

五日程以前に參り申候。

在阪に候。

カシヨン

幾日頃大阪え參り候哉。

大隅守

カシヨン

五日程以前に參り申候。

大隅守

カシヨン

小笠原刑部、向山榮五郎は在阪に候哉。

大隅守

カシヨン

刑部は在阪、榮五郎は上京致候。

大隅守

カシヨン

可^レ相成^レは壹岐守様へ御面會前に、駿河守殿、刑部殿え面會の方都合宜敷候。

大隅守

カシヨン

駿河守、刑部へも可^レ申聞^レ候。

大隅守

カシヨン

大君何日頃に御上京相成候哉。

アレキサンドル

中國毛利は未だ降參不^レ致候哉。

第三章 一八 摂海闢入の外人と最初の應對

カシヨン

此度彼地之模様爲一見下之關迄罷越候上、速に降參相成候様、取計度候。無左候ては、政府御多忙にて、各國のため甚不宜候。

大隅守

未だ降參不致候。尤來る廿七日期限に付、夫迄に降參不致候はゞ順序を以、處置を取り候。

右畢て一同引取候事。

以上にて各國公使側と、幕府側との最初の應接の模様が判知る。

小笠原老
中再任
抑も小笠原壹岐守は、文久三年大兵を率ゐて入京せんとし、其の途中にて抑留せられ、朝譲を被りて閑居したが、元治元年八月には、一橋慶喜等の盡力にて、朝廷より其咎を免せられ、九月四日老中格に再任せられ、十月十日には、老中に任じ、専ら長州再征の事を擔當したる事は、別に語るであらう。尙ほ山口駿河守は當時外國奉行にして、小笠原刑部は目付だ。

【一九】英國公使等幕閣に急迫す

在京諸藩士

外艦攝海闊入の始末は、既記の通りだ。而して其の最初に幕吏と應接の次第も亦然りとする〔参照一八〕。斯くて當時將軍家茂上京中であつたから、老中松前伊豆守、若年寄立花出雲守等は、大阪より入洛して、急を報じ、山口駿河守、小笠原刑部も亦た上京した。京都にては會津、桑名の藩士を始め、諸藩の士は、何れも激昂し、輦轂の下、一步たりとも外夷の踏込むを容さずとて、殺氣紛々、就中會津藩士の如きは、續々下阪する者さへあつた。然も幕府は朝廷に向つては、外艦の攝海退去を保障し、兎も角も征長の勅許を得て、九月二十三日將軍家茂は、大阪に還つた。

老中阿部豊後守は、九月二十三日兵庫に赴き、各國公使と面接したが、英國公使等は、條約勅許と、兵庫開港とを、即時に許可あらんことを迫り、豊後守は京都の内情を語りて、其の決答の延期を請ひたるが、英國公使等は固く執りて聽かず、

遂ひに二十六日を決定の日と約するの已むなきに至つた。二十四日豊後守は將軍に謁して、此事を告げたれば、將軍は大いに驚き、更らに人を遣はして、英國公使等に延期を請うたが、彼等は聽かず、書を幕府に呈して、左の五ヶ條を提出した。

第一

御征長御因循、如何之御時節に候哉、御様相伺度。

第二

御征長難被爲出來御譯柄も御座候はゞ、何時にも御助成仕度。

兵庫開港之儀。

第三

兵庫開港御許容無候はゞ、上京天朝へ直願仕度。

第四

兵庫開港御許容無候はゞ、上京天朝へ直願仕度。

第五

御征長御助勢御聞入無之、且兵庫開港之儀、御征長御成功之上に無之ては、御許容無之との御場合に候へば、夫迄之處、當港に碇泊御模様拜見仕候。要するに英國公使等は、兵庫開港の目的を達せざれば、決して退去しない決心を示したるものだ。

此に於て將軍家茂は大いに驚き、急使を京都に遣はし、其の手書を齎らして、一橋慶喜の下阪を促がした。

一筆申進候。外國人爲應接、昨日豊後守差遣候處、只今罷歸、委細に承り候處、天下之重事、實に絶言語候。次第に至り候間、即刻御下阪可被成候。書外可申入、他事無之候、不備。

一九月廿四日

家 茂

中 納 言 殿

尙々肥後守儀も御同道可有之候。天下之安危此秋に存候事。

第三章 一九 英國公使等幕閣に急迫す

書
同じく在
阪四老の

而して此書と同時に在阪の閣老共よりも、左の一書を呈した。

- 一 國事急務に付、極々速に御下阪可_レ被_レ給事。
- 一 右之儀關白殿へ被_レ仰上_レ被_レ置候事。
- 一 前條事件に付、近々御上洛被_レ遊候事。

九月廿四日

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|--------|
| 伯 | 豊 | 伊 | 周 | 壹 | 岐 | 守(小笠原) |
| 耆 | 後 | 豆 | 防 | | | 守(松平) |
| | | | | | | 守(阿部) |
| | | | | | | 守(松平) |

猶以肥後守儀、是非共即刻下阪候様、急度被_レ仰出候間、此段御意相願候。吳々も速に即刻前後之不及御考候間、御下阪專一に申上候事。

中納言様

以上の二書は、將軍も、閣老共も、如何に此の問題に直面して、當惑しつゝあつたかを、證明するに十分であらう。

決定下阪
一橋慶喜は急報に接して、直ちに松平容保と共に、二條關白に抵り、下阪の暇を乞ふ旨を告げたるに、關白も、尹宮も兩人同時に輦下を去るは、然る可からずとして、一橋慶喜のみ下阪することとなり、而して將軍は又た尾張玄同を上京せしめて、事情を奏聞することとした。尙ほ松平容保は、大阪に於ける將軍の窮境を察し、憂慮に勝へず、頻りに關白及び尹宮に向つて、下阪の允可を請うたが、熊本藩士淺井新九郎、久留米藩士久徳與十郎等尹宮に謁して、説く所あり、漸く其の允可を得たが、それも遂ひに其の必要なき事情が大阪に於て發生した。

【10】一橋慶喜下阪

慶喜下阪

摂も將軍及び閣老は、一橋慶喜、松平容保の急速下阪を要めたるに拘らず、それを待ち兼ねて、遂に英國公使等の要求を許容せねばならぬ始末に立ち到つた。其の次第は左の通りだ。

公（一橋慶喜）は二十五日夜半發途して、二十六日の曉、明星の尚閑く頃、大阪に著き給ふ。直に登城謁見せんとせられしが、下馬門外にて、老中等の營中に在らざるを聞き、馬を馳せて豊後守の旅館に臨み給ひ。昨日兵庫に於て、外國人の申立てし次第を尋問せらる。

豊後守は「外人等兵庫開港の事を申出で、政府の承諾を求める、即時に承諾せられ難くば、京都に入りて、直に朝廷の承諾を請はん。朝廷にても尙承諾せられずば、砲煙彈雨の間に、相見えんといへり。斯く火急にて、諸否とも返答に及び難ければ、數日の猶豫あるべし」と申しけれど、彼一切聽入れず、一時は寸刻を延びても、忽ち平和を破るべき景況なり。さりとて即答すべき事ならねば、一日限りの猶豫を申入れ、強ひて承引せしめて、此地に歸り、さて追々評議に

及びしが到底朝裁を請ふべき暇無く、若強ひて朝裁を請はんとすれば、忽ち干戈を動かすに至り、幾萬の生靈に禍害を被らしめんも計られず、因りて已むを得ず、幕府限り承諾するに決し、其の決答を與へんが爲めに、周防守を兵庫に遣したり」と云ふ。（徳川慶喜公傳）

抑も斯く急遽に一橋慶喜や、松平容保の下阪を待たずして、評議を一決したるは、専ら阿部豊後守の意見にて、松前伊豆守が之を賛成し、斯くて他の閣老も、亦た豫て此の兩人の意見が、幕議を左右したる際なれば、之に同意して、遂に松平周防守を兵庫に遣はし、外國公使等に、承諾の旨を申入るゝに至つたと云ふ。公（一橋慶喜）大に驚き給ひ、「如何に切迫の申立なればとて、朝裁をも經ずして、承諾を與へなば、戊午（安政五年）の先蹤もあることなり、朝幕の間、忽ちに文久以前に復せん。列藩とても亦決して服すべきにあらず。されば唯今より直に諸有司を城中に召集して、再議あるべし」とて、即刻登營せらる。老中以下諸有司も追々に登營して、此事の再議に及ばれしに、孰れも前議の外、別に良策あ

るべからずといふ。公は「再應公使を説得して、決答の日限を延べ置き、其間に勅許を仰がざるべからず。ついては急ぎ周防守を召還すべし」と論じ給ふ。

延期申入

されば一橋慶喜によりて、一度決定したる幕閣の評議は、覆へされて、更らに延期の談判を開くこととなつたのだ。

此に於て再應延期を申入れんが爲に、上使を小笠原壹岐守、立花出雲守に命ぜられしに、壹岐守病を以て辭しければ、出雲守に、大目付田澤對馬守、目付竹内日向守を副へて、兵庫に遣さる。大阪町奉行井上主水正も亦た赴く。

當時井上は外國人應接方専務であつた。

一方上記阿部豊後守等が、勅許を俟たず、兵庫開港を、英國公使等に許容せんとの議、京都に達したるや、京都では實に非常なる驚愕もて受取られた。

抑今日（九月廿七日）午刻會藩極密に申出候。右は過日來下阪致居候會藩走歸り、極秘に肥後守へ申聞候に付、兵庫開港一件、職と爲相待候儀、御請に相成候處、段々彼より迫られ、ゆるし候趣にて、肥後守實に驚入、狂氣同様苦心之餘り、

内々申出候に付、絶言語、何共何共無申條、大變大變に御座候。

波瀬重起

此れは二條關白が、他の廷臣達に與へたる手書の一節だ。乃ち會津藩士を經て、大阪の情報も、蚤くも京都に達したものと察せらるゝ。一石萬波、實に外船攝海關入は、容易ならぬ波瀬を朝廷と幕府とに與へ來つた。

【二】 延期の再議に就て會津側の所記

延期承諾

抑も一橋慶喜が下阪して、一度は外國公使等の要求を、勅許を俟たずして、許容したる幕議を翻へし、改めて延期を外國公使等に申込み、其の承諾を得るに到りたる次第は、其の傳ふるところ、必らずしも一でない『七年史』に曰く、

一橋中納言は、英佛等の情を探らんとて、大阪町奉行井上元七郎（主水正義斐）を兵庫に遣り、阿部豊後守の使と稱し、外國人に謂はしめて曰く、開港は天皇

井上元七郎を遣る

の許可を得ざれば、開く事を得ず。此の順序を踏まざれば、將軍の職掌に違ふ。且つ假令約定を爲すも、眞の開港に非ず。其の許可を稟るには、何程急ぐとも十日間を費すべし。然るに公使より強て爲し能はざるを要求せらるれば、大將軍も職を去るの外なし。公使は何とてかゝる無情の言動せらるるや。諸大國は交情を放棄して、顧みるの意なきか。公使の爲に歎惜せざるを得ずと、外國人其言を信する色なし。元七郎が曰く、我國の習慣約束を固くし、若しくは食言せざるを證するときは、指を刺し、血を紙に印して、違はざるを證とする事あり。公使等若し我言を疑がはるれば、今我が食言せざるの證を示すべしとし、乃ち脇左の小柄刀を抜き、將に指を貫かんとす。誠意壯烈、顏色に表はる。

延期承諾の信すべきを知れり。十日間の延期を承諾すべし。若し實際運び難きの事實あらば、十三、四日に至るも、尙ほ待つべし。今日我が迫まし者は、急に迫らば、開港必らず成るべしと通せし者あるが爲なり。貴國の内情困難の事あらば、

其理由

今日に限るにあらずと。

以上は會津側の傳ふるところ。尙ほ其の理由に就ては、左の如く説明してゐる。外國人此語を發せしは、大に故あるなり。是より先薩州藩は、窃に書を英人に贈りて、幕府の威信頓に減じ、政權も空しからんとする今日なれば、開港の實行を、幕府によりて爲さんとするは難事たり。我藩に依頼すべし。我能く朝廷に請願して、其事を成就すべし。若し此言を疑がはゞ、速かに開港を幕府に強迫すべし。其の無能を知るに足らんと告げたりければ、外人は此舉に出でしなり、されば元七郎の誠心を聞くに及んで、此語を發せしなりと云ふ。

其の眞偽此れは果して何等かの實證ありての説乎、將た會津側から薩摩側を邪推したる觀察乎、薩藩の代表者として、當時京阪の間に運動したる西郷、大久保等の所記に徴するも、一も之を確かむるに足るものは無い。但だ幕府の威信大いに減じ、持むに足らずとの一事は、當時薩藩では通論となり居たる際なれば、其説は自から外人にも通せられたるものがあつたであらう。然も兵庫開港の示威運

動を、薩人が挑發したと云ふ可き事實は認められない。

元七郎歸りて應接の有様を、曲さに諸有司の前に陳述しければ、中納言は阿部豊後守、松前伊豆守を詰りて曰く、誠意を盡し應接すれ共、延期を諾せざとの事なれども、元七郎をして談せしめしに、此の如きはいかにぞや。兩人答ふる事能はず、盡ざる所あるを謝せられ、屏居して命を待つべしとの事なりければ、幕議も頓に生色あるに至れり。中納言は、會藩公用人倉澤右兵衛を召して、事實を傳へ給へり。

慶文歸京

松平容保は、漸く下阪の允許を得たが、未だ下阪せざるに先ち、幕議既に勅許を待たずして、外人の要求を容れたりと聞き、大に驚き、在京の藩士に命を傳へて、謹慎屏息せしめ、自己も亦た謹慎引退の請願書を、將軍に呈したが、今や延期の事を聞き、尙ほ朝暮の間に處して、盡力の餘地あるを認め、家臣の謹慎を解いた。又た一橋慶喜は、二十六日夕歸京し、將軍家茂は、明日大阪を發し、上京して外國の處置を奏聞すべき旨を言上した。而して幕府は又た井上元七郎を遣りて、外

國人と十日間の延期を約定した。
以上は全く會津側よりしての觀察を記したものだ。

【二二】一橋慶喜側の記事

立花田澤等派遺
更らに「徳川慶喜公傳」に據れば、立花出雲守は、大目付田澤對馬守、目付竹内日向守を副へて、兵庫に遣はし、談判の衝に當らしめ、大阪町奉行井上主水正(元七郎)も亦た赴くとある。

出雲守は英艦に赴き、バークス及び列席せる米蘭の公使に會見し、豊後守病故により、己代りて、來れる由を告げ、詳に國內の事情を説き、「此事は必ず朝裁を經ざるべからざるにより、十日間の猶豫を得たし」と懇談せり。バークス肯せず、暴言を放ち、且舉動亦倨傲を極むれども、列席せる米蘭の公使は之を止

めんともせず、出雲守は「徒に暴言を甘受して、決答をも得ずんば、何の面目かあらん。寧ろバークスを斬つて艦中に割腹せんか。さりとて公使を殺さば、更に日本の大事を滋さん。如何にすべき」など思ひ煩ふこと久しがりしが、如何にしたりけん。バークスは俄に詞を和げて、十日間の猶豫をなすべしといへり。出雲守は訝りつゝも、之を認め、且之を慰めて「將軍家にも公等の待遇意の如くならざるを遺憾に思召さる。條約の勅許については、十分盡力すべし」と告げ、轉じて佛艦に至り、公使ロツシユの承諾を得たれば、急ぎ大坂城に馳歸りて復命せり。此に於て城中の人々少しく愁眉を開くことを得たり。

と記し、延引の談判は、専ら立花出雲守によりて爲されたる次第を記し、更らに左の如く敍してゐる。

井上英使
動かす

初め出雲守の英艦に赴くや、井上主水正も亦バークスに面して、十日間の猶豫を談判せしに、バークスは已むを得ざる情状ありとは思へる體なれども、尙十日間猶豫すれば、其間に必ず勅許ある事、確たる證據なくては信を措きべきに決したり。バークスの詞を和げて、出雲守に猶豫を諾せるは、此際なるべし。されば十日間の猶豫は、主水正が壯烈なる意氣の外人を動かしたるによれりとぞ。

と記して、立花出雲守をして、其功を收めしめし所以も、其の原くところは、畢竟井上主水正(元七郎)の力による旨を記してゐる。乃ち此の一點は、前記〔参照ニ〕こと大なる徑庭無きものの如くである。『徳川慶喜公傳』は、更らに記して曰く、外國公使が十日間の猶豫を諾したる由、大坂城中に復命ありければ、豊後守、伊豆守の兩人は、公(一橋慶喜)を別室に請じて謝して曰く「己等老職にありながら、盡力の足らざりしは、誠に慚愧に堪へず。此上は公の御盡力によつて必

井上氣の

ず勅許を賜はることを得ん。勅許さへ下らば、己等は如何なる嚴罰を蒙らんも、決して恨み申すまじ。暫く屏居して命を待たん」と涙を流しつゝ、懇願しければ、公は之を諾せられ、直に書を肥後守(松平容保)に寄せて、決答猶豫の事情を報じ、且勅許奏請について、豫め其の周旋を囑せり。公乃ち將軍に謁して「此上は速に御上洛ありて、條約勅許を請ひ給ふべし。某は先づ歸京して、先容をなさん」と申し置き、鞭を擧げて京都に馳歸らる。

とある。乃ち慶喜は二十七日には歸京したのだ。尙ほ慶喜の自から語る所によれば、井上主水正の英艦に赴きたるは、予が遣はしたるにあらず、當人自己の意志によりて行うたるなりと云ひ、又た阿部豊後守側では、豊後守、主水正に命じ、死を決して談判せしめたるが、其の結果如何を危みて、遂ひに自から兵庫に向ひ、途に主水正の歸るに逢ふとある。何れもそれぞれの立場から記したものであらうが、兎も角も井上が慨然として大に決する所ありて談判に赴きたるだけは、間違なき事實だ。

開港延期申入れに就き慶喜談話

あれは、井上自身の考だ。あの節には、阿部豊後、松前伊豆、それに松平周防、三人であつた。段段相談した上で、到底開港延期なるものは、言つた處が通りもせず、國家には換へられぬから、斷然と聽届けるといふので、それで周防が兵庫へ行つたんだ。決答を外國人に言ふ爲に、
「
其際に丁度私が京都から大阪へ著したが、まだ夜の引明けで登城する譯にいかないので、阿部豊後の宅へ行つた。そこで委細の話を阿部豊後から聽いた。斯ういふことにしたと言ふから、それはどうもいけない。前にハーリスの來た時にも、朝廷へ何つて御許可のない中に、私に條約を結んだといふ議論がやかましかつた。それに今又其通りのことをしては、逆も治まらぬから、どうともしてこれは日延をして、さうして朝廷の方へ申上げて、是非御許容になるやうにしなければいかぬと言つて居る處へ、井上主水が自分で考へて、これはどうも容易なちぬことだ。私が行つて一つ外國人に直談をして、是非日延を聽届けるやうにしやうといふので、自分で全く出て行つたのだ。それで應接したのは、パークスであつたが、談判した處が、どうあつても聽かない。それならば指を一本切つて上げる。これを證據として日延を聽いてくれると言つて、指を切ることになつた。それで外國人が、

それまでの御精神ならば、承知したと言つて、確かに一週間だつたか、十日だつたか日延を承知したといふことになつた。其事が大阪の方へ聞えた。それは誠にどうも幸のことだから、周防を呼返せといふので、早馬で決答を言ひに出た周防を呼返して、皆で登城をして、此上は朝廷へ申上げる手續をしたら宜からうといふので、然らば、私はすぐ京都へ歸ると言つて歸つた。(昔夢會筆記)

第四章 將軍辭職問題

【二三】 大阪城中評議一變

総對内的錯

兵庫開港の一件は、對外よりも對内的に錯綜し來つた。一橋慶喜は略ぼ下阪の目的を達し、歸京の上、朝廷に向つても、阿部豊後守、松前伊豆守の兩人は、謹慎を申付け、將軍家茂は自から上洛して、對外國公使問題に付ては、評定ある可しと申告し、將軍の上洛を待ちたるに二十九日に至りても、將軍上洛の模様なく、剩ざへ謹慎中である可き阿部、松前の兩人は出仕して職務を秉り、全く彼の申告の言葉を根底より裏切りつゝある有様なれば、彼は大いに驚き、左の一書を閣老松平伯耆守(宗秀)、松平周防守(康直)に與へ、其の注意を促がした。

外國人應接之儀に付、一旦玄同殿(尾張大納言茂菜)上京之次第に至り候處御模様相替り、急速大君御上洛にて、御伺可被遊旨、於阪地御治定之趣、拙者歸京

直様關白殿御始、宮方へも委細に申上候處、最初玄同殿御同家より御届も有之折柄種々風聞にて、朝廷深く御不審被爲在品により玄同殿入京御差留にも可相成哉の模様も有之折柄、拙者歸京前顯の次第に付、殊の外御安心、一時沸騰も相鎮り、此上は大君御上洛御待被遊、御評議も可有之との御事にて、大に御都合も宜く相成候處。

此れにて如何に一橋の歸京後の申告にて、朝廷の空氣が一變したるか判知る。

歸京上言
の虚妄
將軍不信

今以て御上洛の御模様無之のみならず、兩人も御引せ無之由相聞候。右は如何様の御次第に候哉。今更御模様相變候義は有之間敷候得共、又々追々沸騰に至候義と、深く致心痛候。右様の次第にては、今般歸京上言の件も、虛妄に相成、御不都合無此上と存候。

全く此言の通りだ。一橋慶喜は、此に到りて、其の食言の責任者たるを免るゝことは出来ない。

拙者朝廷を奉欺候段は、如何様にも御断申上候。又拙者を御欺被成候義も聊不苦候得共、第一に重き公武の御間、右様の事に行違出來候ては、乍恐大君御誠意へも拘り、深く恐入候事と存候。

慶喜自身が立場の困難は論ずるに足らず、然も將軍家茂をして、不信、不誠の咎を被らしむるを如何。

此上は朝廷如何なる御宿當有之候か、又意外の御不都合相生候も難計、何分致方無之次第、御察可有之候。

如何にも此の通りだ。

是迄折角の御都合に相運も、今更右一事に相破れ、國家之事、總て水泡に相歸候段、實に遺憾之至、吳々も痛心に不堪義難默止、此段以急書申入候、尙御見込之處承知致し度存候。以上。

一橋中納言

此の如く一橋慶喜は、閣老に向つて、其の事情を曲盡し、其の反省を促がし、前議

の通りに實行せんことを期待したるが到底此儘にて済む可き事にてなければ、松平容保、松平定敬等と與に參内して、下阪の暇を請うた。

閣老外人
招致の説

尚ほ當時外艦の攝海闖入の一件は、幕吏自から之を招致したるの説があつた。一説に此度外國人の兵庫に來りしは、兵庫開港の期追々切迫しけれど、横濱、長崎、箱館の三港すら、未だ朝廷にては御許容に至らざる故、幕府より何様に仰上られても、朝廷は到底御許容あらせらるまじ。さればとて空しく時日を経過し、外國人より嚴重の談判を受なば、是又容易ならざる困難なるべしとて、曩に阿部閣老はじめ、二三の有司相謀りて、密に外人を誘ひ、大樹公の在阪中、故さらに兵庫に來りて、切迫の談判に及ばせしなりとあり。果してさる事もありしにや。〔續再夢紀事〕

幕吏利用の策機

此れは風説に止るも、世間では斯く信じたる者も皆無で無かつたことは、斯る風説が流傳したるを以て知らる可し。同時に又た兵庫開港を以て、下關償金に代へんとする幕吏の目論見でありと云ふ風説もあれば、外艦中には幕吏が若なかつた、而して彼等の中には、頗る鼻息の荒き者もあつた。

【二四】朝議と阿部、松前の二閣老

却説も朝廷に於ては、阿部豊後守、松前伊豆守が、勅許を待たずして兵庫開港を許容したる一件に付、非常なる不快を覺え、相應の處分を爲す可く、評定を凝した。其の次第は、朝彦親王御日記が、能く之を語りてゐる。

廿七日御所使到來、勅書賜、兵庫之儀に付、明日未後（午後二時後）伺公候様御沙汰に付、即刻御請申上候事。
此れは朝廷評定の件。

申容保辭職 告出黑川朝彦

廣澤富次郎參る。令面會候處、此度は誠に恐入候次第、付ては肥後守職辭退申上候故、宜敷取なし賴之事。

これは松平容保が、阿部、松前の措置に對して、自ら辭職の決心をなしたるもの。廣澤は會津藩の要人。尙ほ此事に付ては、既報の通り、一橋の申告にて思ひ止つた〔参照二一〕。

黒川嘉兵衛丑之刻（廿八日午前二時）頃參る。令面會候處、開港之儀豊後守伊豆守不取計之儀有之候に付、兩人共即刻相罰し、開港之儀は御止めに相成候間、右之次第、拙者上京にて可申上候。吳々も開港之儀は御止めに相成候間、此段申進候。右之通之主意、此餘に坂丁司井上某を以、夷人及應對、先十日之内猶豫に相成候旨、中納言（一橋慶喜）より使にて申參候事。尤關白へ原市之進參候由也、外島同斷、書面持參之事。先是神州之日月少く照給。

黒川と原とは一橋慶喜の要人。外島機兵衛は會津の要人。

以上は二十七日から二十八日の曉までの事情だ。

公武會議

廿五日午後一同伺公候事。武家、一會、桑も參内之事。此の如く二條關白、尹宮其他廷臣、及び一橋慶喜、松平容保、松平定敬等も皆な參内した。

關白より申箇條左に、

一 阿部豊後、松前伊豆、此度之一件不取計に付、改易、切腹被仰付て如何と、一同同意申入候事。

一大原之儀、議奏加勢國事掛被仰付候様、内願人も有之候故如何と、一同不同意之事。

一 關東居住酒井、水野、半地永蟄居如何、一同同意候事。

一 諸藩召如何と、衆議可有是と答候事。

如何に廷議の意氣込の猛烈であつた乎は、當局者たる阿部正外、松前崇廣は、改易、切腹にして酒井忠績、水野忠精は半地永蟄居に一同同意したことを見ても知る可しである。

廷臣意氣

一 一會桑に於小御所下段面會之處豫先日來之件々申候事。仍て豊後、伊豆嚴罰可然旨被申候事。然所少々華城(大阪)に模様相かはり、豊後、伊豆今日登城如何次第と、一橋より申入る。仍て一橋不念之處、御斷申居候事。尤御すき聞也。此れは一橋慶喜の言上と相反したる事實が發生したるが故に、一橋慶喜より、其旨を謝罪したのだ。

一 御前え一統出頭、先段之箇條、關白より被申出、豊後、伊豆一件は、兩役共承知之事。

一 諸藩召は議奏廣橋以下不同意、予(伊宮)尤不同意。右は戰にて被召候とも、大樹へ御沙汰之上之事、又開港となえ候諸藩も可有之、其節朝廷御動搖に相成候ても困候故、急度其見込被爲在候て可召方可然、且害大く益なき事故、不同意之旨申置畢。先今日は見合に相成候事。上にも御勘考之御沙汰有之候事。尤二度目御前之節也。

大原之儀伺に相成候處、是も同斷之事。

大原は重徳、同人は何れかと云へば、岩倉一味の漢なれば、自然排斥せらる可きが當然だ。

一 關白前段御評議之上、一會桑へ御一人面會之事。

一 豊後、伊豆兩人罪狀之處、御尤ながら左様相成候ては、大樹職掌にも相障り恐入候次第、且今日三人より申上候は、内々言上仕候次第故、分て御宥恕願度旨、内願之由、仍て御沙汰書草案被止官位、於國許謹慎之旨にて、書取封書にて、大樹へ傳奏より贈候事。

一 丑半頃(翌朝午前三時)一同退散候事。

此の如く一橋慶喜、松平容保、松平定敬等の懇請によりて、阿部、松前の兩閣老は改易切腹の朝譴を免され、官位褫奪、國許にて謹慎と云ふ事に落著した。

【二五】將軍家茂辭表を提出す

豊後伊豆
宣達書

朝廷にては、阿部、松前の二閣老を改易、切腹との評定に一決したが、一橋、會、桑の救解によりて、漸く左の通り輕き懲罰に附せらるゝこととなり、九月二十九日附にて、左の宣達書が下つた。

阿部 豊後 守
松前 伊豆 守

叡慮之趣被爲在候に付、官位被召上候。且於國許謹慎御沙汰相待候様可申渡り可申渡候事。

書幕府奉答而して同じく十月二日附にて、幕府年寄より、左の奉答書が出で來つた。

阿部 豊後 守
松前 伊豆 守

叡慮之趣被爲在候に付、官位被召上候。且於國許謹慎御沙汰相待候様可申渡

旨御申越致承知候。則及言上、昨朔日別紙之通申渡候。此段貴答申進候事。

十月二日

松平 周防守

松平 伯耆守

飛鳥井 中納言殿

野宮 中 納言殿

別紙

阿部 豊後 守

松前 伊豆 守

叡慮之趣被爲在候に付、官位被召上候。且於國許謹慎御沙汰相待候様、御所より被仰出候。依之御役被成御免、在所へ罷越、慎可罷在候。

右之通申渡候事。

大阪城中の雰圍氣は、京都とは頗る趣を殊にした、一橋、會、桑では、只管ら朝旨を

奉承し、同時に朝旨と幕議とを一致せしむるに努力したるに拘らず、大阪に於ては、動もすれば幕議もて、一切を押し透さんとするの傾向であつた。而して將軍の上洛に先ち、尾州玄同（尾張大納言茂榮）、小笠原壹岐守をして上京せしめ、外使應接の事情を上奏せしめんと、兩人は發途したが、議更らに變じ、目付新見河内守をして、兩人を追跡して、之を呼び戻さしめんとし、枚方にて追ひ及び、其命を傳へた。然も兩人は此處に待ち合せ、將軍上洛の御供仕らんとて、歸阪を肯んじなかつた。河内守は寧ろ歸阪して、上洛を促さる可しと云ひ、此に於て玄同、壹岐守は二十八日歸阪した。

然るに幕府の有司、何れも將軍の上洛を欲せず、相共に首を鳩めて、城中にて評議しつゝ、何の決する所なく日を送りつゝある際に、阿部、松前二閣老懲罰の朝旨を達せられ、宛も百雷が一時に城中に落下したるが如き趣を呈し、一同の驚愕と狼狽とは、想像に餘る程であつた。

將軍辭職

の譜

中

元來朝廷より直接に幕府の有志を免黜せらるゝことは、如何に幕威衰弱の當

時とは云へ、破天荒の事にして、乃ち將軍は、一同を集めて會議を開らきたるに、衆議紛々の中に於て、山口駿河守、向山榮五郎等は、此上は速かに將軍の職を辭し、關東へ御還りありて然る可しと進言し、將軍家茂は之を容れ、尾州玄同及び老中等と相諮詢り、斷然開港の勅許を奏請する事、一橋中納言に將軍職を相續せしめて、政務を譲る事を決し、向山榮五郎をして、辭表を起草せしめた。抑も此の將軍職を辭するの一件は、云はゞ朝廷に對する幕府側の抗議にして、表面は恐怖の餘、此に到りたりと云ふも、内實は如何に辛抱しても、斯く迄朝廷より、幕府の分内に干渉せられては、到底將軍職は有名無實に過ぎざれば、寧ろ思切りて將軍職其物を辭するに若かずとの意に出でたるものと認めねばならぬ。

當時幕府に於ては、元治甲子禁門の變にて、長兵を一掃し、更に問罪の師を興して、未だ一戦を交へざるに、長州をして屈服せしめ、其の三家老の首級を提供するに到らしめ、從つて又た佛國公使等と親密の干係ありて、萬一の際には其の後援の恃む可きものあるを覺らしめ、此の如くして幕威恢復、只だ此時を然

りとするとの意見を懷く者も皆無ではなかつた。されば彼等は一方には兵庫開港の勅許を得、他方には長州再征勅許を得、而して若し之を得る能はずんば、幕府の獨斷専決もて、此の二事を實行せんと意氣込んだる者さへ皆無でなかつた。然るに此の潮先に於て、朝廷より斯る宣達を受取りたるは、彼等の意外千萬とする所にして、其の驚愕と同時に、其の憤懣の情も、亦た思ひやる可く、乃ちそれが湊合して、將軍の辭表となりたるも、決して偶然の事であるまいと察せらるゝ。

【二六】將軍家茂の辭表及別紙

將軍辭表

向山榮五郎の起草したる、將軍の辭表は左の通りだ。

臣家茂幼弱不才之身を以、是迄叨に征夷之大任を蒙り、乍不^レ及日夜勉勵罷在

候處、内外多事之時に膺り、上宸襟を奉安、下萬民を鎮むる不能、加之國を富し兵を強して、皇威を海外に輝し候力無^レ之、竟に職掌を汚し可^レ申と、痛心之餘、胸痛強鬱閉罷在候然處、臣家茂家族之内にて慶喜儀は、年來闕下に罷在、事務にも通達仕、大任に堪可^レ申奉^レ存候に付、臣家茂退隱、慶喜に相續爲^レ仕、政務相讓度候間、臣家茂之時之如く、諸事御委任被^レ成下置^レ候様偏に奉^レ希上^レ候。尤當今時務之儀に付ては、以^レ別紙奏聞仕候間、右慶喜へ御沙汰御座候様奉願上^レ候。

丑十月朔日

而して所謂る別紙は左の如し。

臣家茂謹而宇内之形勢を熟考仕候處、近來追々變遷致し、和親を結び、有無を通じ、互に富強を計候風習に推移り候。是天地自然之氣數不得止之勢に可^レ有^レ之奉存候。

以上は宇内の形勢を概論す。

就ては皇國に限り、一向御外交不^レ被^レ爲^レ在候ては、卑怯退縮之姿に相成、御國體

第四章 二六 將軍家茂の辭表及別紙

一一五

從來
針の開
國方針

御國威共却て相立申間敷、既に先年下田に於て、亞墨利加使節と和親條約爲取替相成候も、右等斟酌之上、遂奏聞御許容相成候儀にて、其以來追々鎮國之舊格を變じ、富強之基漸々相開候處。

以上は下田條約以來の事を云ふ。

務當今の急

其後外交拒絶之儀被仰出候に付、可成丈聖諭遵奉仕度志願に御座候得共、無謀之掃攘は致間敷旨猶被仰出候趣も有之候間、何れにも富國強兵之策相立候上ならでは、膺懲之典も難被行、就ては彼之所長を探り、貿易之利を以、多く船礮を設備し、以夷制夷之術を講候事、當今第一之急務と奉存、是迄種々苦心罷在候。

これは外交拒絶の勅旨以來の事を云ふ。以上觀來れば、朝旨幾回か變遷したることが判知る。

無謀干戈

折柄防長之事件差起り、遂に大坂城迄出張仕候處、不料夷舶兵庫港へ渡來、條約之廉々、改て勅許有之候様申立、若臣家茂に於て取計兼候はゞ、彼れ關下へ

龍頭勅許

龍出直可申立旨申張、種々論談を盡し、應接仕候得共、何分承諾不仕、去逆無謀之干戈を動候ては、必勝之利無覺束、假令一時は勝算有之候共、四方環海之御國柄東西南北、旦暮攻掠を受候て、戰爭無已時ば、皇國生民之糜爛此時より相始、不仁不義此上は有之間敷、誠に以嘆々敷儀、臣家茂一家之存亡は姑く差置、寶祚之御安危にも關係仕、實以不容易儀にて、陛下萬民を覆育被遊候御仁德にも相戾り可申哉。臣家茂に於ても職掌相立不申候間、右等之處篤と思召被爲分乍恐衆口に御動搖無之、斷然と御卓見を被爲立、何卒改て條約に付、去虛存實、至當之談判仕候儀、判然と勅許被成下候様仕度、左候はゞ、如何様にも盡力仕、外は外夷制馭之實備を立、内は防長追討之功を遂、上宸襟を奉安、下萬民を安堵せしめ、臣祖先之志に報ひ可申志願に御座候。

條約勅許の事を云ふ。

勅許千萬

皇國如何様英武之御國に御座候共、萬一内亂外寇一時に差湊、西洋万國を敵に引受候ては、終には聖體之御安危にも拘り、萬民塗炭の苦に陥り候は必然

之儀誠に以痛哭慨嘆之極、假にも治國安民之任を荷候職掌に於て如何様御沙汰御座候共、施行仕候儀、何分にも難忍奉存候。仍て前文申上候通速に勅許之御沙汰被成下候は、實祚之無窮萬民之大幸無此上、千々萬々奉懇願候。誠に不堪悲嘆、號泣之至奉存候。尤外夷闕下え罷出候様相成候ては、深く奉恐入候儀に付、精々盡力遂談判來る七日迄、兵庫港へ爲差控候間、成丈早々御沙汰被成下候様仕度、此度奉奏聞候。

尾州玄同

要するに結論は、條約勅許の一點である。而して此の辭表及び別紙は、十月二日

尾州玄同之を齋らして上京した。

十月二日徳川玄同爲大樹使上京、一封差上度由、殿下(二條關白)へ段々申入、小笠原壹岐守附添。(通照卿記)

とあるが、此の辭表捧呈の事だ。

〔一七〕 尾州玄同、小笠原長行の上京

將軍歸東

一方に於て將軍家茂は、尾州玄同をして、辭表及び其の別紙を上らしめ、他方に於ては、朝廷よりは改めて阿部豊後守、松前伊豆守を京都守護職松平容保、京都所司代松平定敬に預け、取調ぶ可しとの命を下されたるが、兩人は既に出立して歸藩の程に上りたる旨を、一橋慶喜及び會桑兩藩主より奏して、其事は止んだ。而して將軍家茂は、彌々歸東を決して、左の如く發令した。

二日(慶應元年十月)於大阪城牡丹之間、松平伯耆守演達。今般御所へ被仰上之趣も有之候に付、明三日大阪表御發途、先伏見へ被爲入御泊、夫より東海道還御可被遊旨被仰出候事。

と、如何に將軍の辭職と東歸の報が、京都に於ける人々を驚かしたるか、此れは一橋慶喜や、會桑藩主なども全く寢耳に水であつたに相違あるまい。

將軍辭表の事聞えしかば、公(慶喜)は餘りの事に驚かれ、是には深き仔細ある

播會桑の
驚き

慶喜下阪

べし。ともかくも下阪して事情を質さんと、肥後(松平容保)、越中守(松平定敬)にも下阪して盡力すべしと勧め置きて、先づ一人京を出發せらる。伏見にて尾張大納言の上京するに遇ひ給ひしかば、呼び留めて問答し給ふ。『何御用の御上京ぞ』『御使なり』『如何なる御使ぞ』『今は申されず』『こはけしからぬ御申狀かな』。

不肖ながら御守衛總督の任に當れる程の者に、使命を明かされぬ事やあるべき。是非に承はらん」と詰らる。大納言は尙も明かし難しと拒みしに、公は懷中より將軍讓職東歸の布告を取り出して、貴所の明かされぬ事やある、は此事なるべし」といへるに、大納言大に驚き、さては欺かれたるか。余は御察の如く、御讓職の事、奏聞の命を蒙りて上京するものなるが、此事果つるまでは何人にも秘し置かるゝ筈なるに、早くも布告せられしは、余をたばかられしなり。斯くては御使も勤め難し」とて、憤ること甚し。公宥め給ひて、今立腹すとも詮なし。余はやがて大阪の事情を質すべきれば、貴所は兎も角も上京ありて、内々關白殿に申上ぐべし。然らば貴所の使命も全かるべし」といひ置き

尾州玄同

に會ふ

配保の心

て、京都に引返し、密に原市之進を關白の許に遣し、大納言より言上の事ありとも、決して御許容なきやう申し進めらる。〔徳川慶喜公傳〕

尙ほ會津側の記事は、聊か上記と趣を殊にするものがある。

配保の心

時に徳川大納言茂徳卿(尾張藩主、後に茂榮と改む)及び老中小笠原長行朝臣と共に伏見に至り、將さに入朝奏請する所あらんと報じ来る。是より先我公(松平容保)、正外(阿部豊後守)崇廣(松前伊豆守)の二人を罪し、將軍家の上洛を促すは、旗下の動搖甚しからんと憂慮せしに、今茂徳卿老中と共に入朝せんとするを聞き、是れ必らず一紛議を生せしなり。予往いて朝旨を開示するに非ざれば、事變測るべからずと。乃ち慶喜卿に謀り、殿下(二條關白)に詣りて下阪の暇を請ふ。殿下又聽さず、先づ伏見に赴き、徳川茂徳、小笠原長行の來意を問ふべしと。依りて公直ちに馬を馳せて伏見に至る。實に十月朔日申(午後四時)の刻なり。續いて慶喜卿、定敬朝臣(桑名藩主)亦至る。相共に茂徳卿の館に詣り、其の來由を問ふ。卿事秘密なり。奏上に先つて之を漏泄する能はず、只諸君此由

伏見會見

を奏聞すべしと。慶喜卿猶一二傳説する所を擧げてこれを問ふも、答ふる所なし。慶喜卿憤然として、座を立ち、定敬朝臣と共に京師に歸る。時に長行朝臣未だ到らざるを以て、我公家臣一二を留めて亦京師に歸る。(京都守護職始末)而して尙ほ左の如く語りてゐる。

小笠原大意を告ぐ
自容保茫然
二日曉長行朝臣伏見に至る。我家臣我公の命を以て之を迎へ、來意を問ふ。長行朝臣將さに貴邸に至り、肥州に面陳すべしと、亦答へず。晩に及び長行朝臣來り云ふ。事秘密に屬すと雖も、聊か大意を告げん。一は開港の勅許、一は將軍職を慶喜卿に譲るの奏請なり。敢て漏泄する勿れと。我公之を聞いて茫然自失し、又一語無し。蓋し兩條共に至大の重事、殊に讓職の如きに至りては、豫め我公に諮詢なるべき筈なるに、左なくして只管秘密中に此大事を決し、奏請するに及びて、猶其の事情の委曲を告げず。從來の重寄を無視するは、實に意外にして、我が主従憮然たり。(同上)

惟ふに一橋慶喜にせよ、松平容保にせよ、松平定敬にせよ、何れも憮然若しくは

憤然であつたらう。

〔二八〕 朝旨將軍の東歸を止む

朝廷評議

朝廷に於ても、大阪に於ける幕府側の措置に對しては、一たびは驚き、一たびは怒り、而して如何に之を落著せしむ可きかに就て、それぞれ評議を凝らした。而して其の模様は、左記朝彦親王御日記によりて略ば見當がつく。

十月二日

一 例刻一同參内候事、關白殿より一同へ相談、玄同今日關白へ推參、大樹より之一封、是非御落手希度旨内願之旨。仍而先明日於武傳受取候事に治定候事。

一 淺井新九郎(肥後藩士)、土藩山田俊馬參る。右は於朝廷吳々も御動搖無之

訪問關白

第四章 二八 朝旨將軍の東歸を止む

一二三

様、且諸藩召は吳々も不宜旨申出る承知之旨答、關白殿へ可申入旨申付置候事。

一 退出亥刻(午後十時)頃に候也。

一 小笠原壹岐守入來、上著届以使申越畢。

十月二日までは、單に尾州玄同、小笠原壹岐守上京だけの事にて、其の用向の詳細に涉りての評定には、未だ到らなかつた。

十月三日

一 淺井新九郎參る。大樹辭職之書面、且東歸之旨、滯阪之諸藩へ觸だし候書面等持參、附而は一會(一橋・會津)に早々下坂候様いたし度旨、且願も可差出、其節は聞届候様申出候事。

一 今日一同出仕之事例刻也。

一 久徳與十郎(久留米藩士)、新九郎同斷之義申出る、仍而關白へ參候様申付畢。

一 於關白亭大樹より一封差上候に治定、仍兩役、六條、野宮等立合、受取、尙内覽上否や可申入返答之旨也。

野宮定功は武家傳奏の月番、六條有容は議奏の當職である。

一 玄同計、壹岐守遲參之由也。其後壹岐守關白亭へ推參に付、關白遲參、酉下

刻(午後七時頃)頃參朝候事。

一 右一封國事掛令、一覽候處、要用は開港御免無之ば、大樹職掌難勤、仍而一橋へ惣而家茂同様大樹職被任候様願出、都合二通候〔參照一二六〕。誠に不敬千萬と存候。

不敬千萬の四字、如何にも幕府最員と歌はれたる尹宮さへも、今回の措置には不満にて在らせられたることが判知る。

一 大樹今日坂地發途之由、仍引止之爲、會出張、其後一桑伏見へ出張、玄同も同斷、關白より被申付候事。

一 子の半頃(十月四日午前一時頃)川村惠十郎參る。東歸止め、上京と相成候

旨、中納言(一橋)より申越候事。

關白への
蓬し
尙ほ前書にある通り、三日付にて、關白二條齊敬より、京都守護職松平容保へ、左の如く達した。

大樹今般心願之趣有之處、御許容も無之、御暇も不賜、何時御用可有之も難計。折柄、自儘に退阪歸府之存念、輕天朝臣下之作法に有之間敷事に被思召候。仍て歸府之儀、御差止、伏見滯留被仰出候。明四日參内前條之始末、詳に自身可被奉奏候事。

如何にも京都に於ては、將軍家茂の措置を以て、輕天朝臣下之作法に有之間敷事と認めたるに相違なく、又た實に斯く認む可き理由あつたに相違あるまい。三日(十月)我公(松平容保)慶喜卿の許に詣り、將軍家上表の事に付いて、商議する處あり。時に大阪より飛報あり、將軍家東歸の令を發し、今夜伏見に次すと。續いて又東歸は海路を執り、將さに船を艦すと。我公愕然蹶起して、今日將軍東歸あらば、大事悉く去らん。急に之を留めざるべからずと。乃ち奏請するに

引慶喜卿保
ふ向保

勅書傳達

追あらず、馬を馳せて淀橋に到れば、疾くも旗下の士の隊を整へて、前進し来るに逢ふ。因りて東歸の路程を問ふに、陸路を取る僕等其の前驅なりと答て過ぐ。會ま大阪より飛報あり、亦これに同じ。時既に申刻(午後四時)を過ぐ。定敬朝臣亦馳せて至る。乃ち共に伏見に歸る。續いて總督(一橋慶喜)亦至り、且傳奏衆を以て、我公に下し、所の左の勅を傳へらる。

實否難計候得共、大樹東歸之催有之歟之由風聞候。唯今若東歸候而は、忽可及混雜大事候間、滯阪有之候様、早々下阪盡力可有之旨御沙汰候事。

と朝廷でも單だに將軍の無届東歸をば、不敬なりとせらるゝばかりでなく、又た當惑あらせられたる事情が、此れにて分明だ。

將軍辭職に就き慶喜談話

あれはさういふことを言つては甚だ何だが、あの眞意といふものは、内には長州があり、外には條約のことがあり、連も何だからと言つて、私の名を出して、何もかも心得て居るから、此者に軍職を譲るといふことになるのだネ。そこで私は歸ると仰し

やる。勢どうあつても條約のことを必死に骨を折らなければならぬ。骨を折らせる策略なんだ。實はそれより外はない。〔昔夢會筆記〕

【二九】將軍家茂二條城に入る

將軍伏見

會津側の記事は尙ほ續く。

時に流説あり。將軍家陸路を取ると聲言し、實は海路を取ると。依りて我公(松平容保)慶喜卿と共に急に淀に向ふ。忽ち飛騎來り報ず。陸路を取るは眞なり。即ち又轡を回らすに、更に海路に就きしとの説、紛々として、一報、一説孰れが眞、孰れが偽なるを辨せず。既にして又報あり。台駕今夜枚方に泊すと。時に日將に暮れんとす。我公謂らく毎報轉變信を置き難し。如し逡巡せば、時期を失

せん、速に枚方に行くに如かずと。因りて定敬朝臣を京師に歸して守護に充て、夜四つ半(午後十一時)慶喜卿と共に輕舸に駕して伏見を發し、橋本に到れば、又飛騎あり來り報ず。台駕枚方を發し陸路を取り進むこと既に數里、曉天將に伏見に達せんとすと、乃ち急に舵を轉じ、泝りて伏見に抵りてこれを待つに果して四日天明將軍家伏見に至る。〔京都守護職始末〕

如何にも一橋慶喜、松平容保等が將軍東歸の報に接し、其の倉皇奔走したる事情が察せらるゝ。

定敬朝臣亦京師より馳せ来る。即ち相共に將軍家に入謁して、條約開港の事たる、元來叡慮の厭はせらるゝ所なりと雖も、今や時勢前日の比にあらず。宜しく狀情を詳にして奏請し、臣等又至誠を盡して奏請するに於ては、必ずや聖明照鑒を垂れ給はん。且防長の事未だ其局を結ばざるに、遽に東歸あらば、忽ち天下人心の歸轡を失ひ、又これを挽回すること能はず、從つて祖宗の業遂に地に墮ちん。切に希くは台駕を二條城に駐め、朝旨を奉じて庶績を擧げ

將軍伏見

會津側の記事は尚ほ續く。

將軍東歸

んことをと苦請再三。將軍家意漸く釋け、これを嘉納し、即ち東歸を止めて、二條城に入る。因りて慶喜卿、我公、定敬朝臣、長行朝臣參内、傳奏衆に就いて、左の書を上る。〔同上〕

尙ほ如上の事に付て、一橋慶喜の自から語る所は左の通りだ。

八幡を過ぐる頃、將軍家の行列に行き逢へり。因りて伏見に引き返し、御著駕を待ちて拜謁を願ひしに、若年寄出で迎へ、予が佩刀を執らんとせり。これ將軍に對する禮なれば、予は「さる戯したりとて何にかせん」とて之を止めて將軍に謁したるに、打ち見たる所、少しも御病氣とは思はれねば「拜する所御病體とは見受けまつらず、如何なる御病氣にかましますならん」と實を語らせらる。因りて予は「畏り候」とて出で、老中等を見、「何故に斯る處置に出でしそ」と詰りしに、何分微力にて、兵庫開港の勅許を得ること能はず、さりとて外人の逼迫も亦甚だ急なれば、將軍職を貴卿に御譲りあらんやう勧め奉りしな

會慶家茂
談狀況

家茂實を
語る

り」といふさては某ならば事仕果すべしと見込みての企にや」と問ふに、「強ちに然か思ひ定めしにはあらねども、貴卿ならば何とか計らひ給はんすべもあるべしと思ひしなり」といふ。予も此に於て如何にか結末をつけざるべからざる勢となりしかば、此上は身命を賭して、今一たび朝廷に奏請せんと決心し、老中にも其意を告げて、將軍家には御上洛の上、二條城に入らせらるゝやう申し上げ置き、直に京都に引き返す云々。〔昔夢會筆記〕

これは一橋慶喜の自から語る所、兩者を湊合すれば、當時の事情は、自から明白であらう。將軍辭職は要するに本意でもなければ、本音でもなし。但だ朝廷が、阿部、松前二閣老が、濫りに外人の要求を容れたりとの爲めに、所謂る勅勘とも申す可き嚴重の措置仰せ出され、又た一方では外艦は攝海に在りて、飽迄其の要求を貫徹せんとすれば、此上は捨身の一方略に出でたるものに外ならず。されば一橋や、會藩主やが、其事を斡旋するとなりては、辭職を思ひ止まる可きは當然の事であつた。

勅許急決

朝廷に於て將軍家茂が、勝手に東歸せんとしたる一事の、頗る心證を害したことは既記の通りだ〔参照ニハ〕。不敬千萬とは、朝廷側の之に對する感情を壓搾したる言葉だ。されど若しその儘に一任せば、時事紛糾收拾す可からざる次第は、朝廷側でも固より蚤くに承知の事なれば、斷然東歸を止むることを下命せられたる次第であつた。而して此れと關聯して、急決速決を要したるは、條約勅許、兵庫開港の問題だ。此事に就ては當事者の一人、一橋慶喜は自から左の如く語りてゐる。

慶喜強硬

主上に拜謁して、條約勅許、兵庫開港の已むを得ざる理由を奏聞して、御聽許あらんことを請ひ奉り、尙委しくは國事掛に申し上ぐべしとて、國事掛總員

の出席を求めて、懇々國家の利害を説き、或は嚇しつ賺しつ論辯を盡したれども、關白以下頑として肯せず、果ては其儘退散せられんず氣色なりければ、予は色を作して、某不肖ながら、多少の人數を有せり。斯かる國家の大事を餘處に見て、退散せらるゝが如きことあらば、其儘には濟ませ申すまじ」と述べたるに、關白も已むを得ずして席に復せられたり。

如何に一橋慶喜の威嚇が利き目があつたかは、之を見て知る可し。

時に小笠原壹岐守も席に列せしが、公等若し飽く迄固執せられなば、今に皆ちやん／＼坊主とならせらるべし」と放言せしかば、予（一橋慶喜）は其失言を制しつゝ、尙も關白以下に向ひて、斯くまで申し上ぐるも御許容なきに於ては、某は責を引きて屠腹すべし。某が一命は固より惜むに足らざれども、某若し命を捨てなば、家臣等各方面に向ひて、如何なることを仕出さんも知るべからず。其御覺悟ある上は、御存分に計らはせらるべし」といひ捨てゝ、座を起ちしに、さすがに恐ろしかりけん、暫くとて關白始め退座ありて、何か評議の體

慶喜決心
を示す

尙又た會津側の記事は左の如し。

四日朝廷大議あり。二條關白殿、徳大寺右大臣殿、近衛内大臣殿、尹宮、常陸宮其事とあるを幸に、兵庫開港御差止の廉は、暫く曖昧に付し置き、外人若し御沙汰書の文書を詰らば、條約の儀御許容あらせられ候間、至當の處置致すべきの開港は勿論なり。開港を諾せずば、至當の處置といふべからず。然るに一方に兵庫の開港御差止とあるは、未だ期限の來らざるが故なり」と辨解して、一方先づ局を結ばんことに定めたり。是亦予が生涯に三度死を決したる中の一度なりき。〔昔夢會筆記〕

他公卿參朝せられ、一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、小笠原壹岐守も參朝して、開港の勅許を請願せられけり。時に朝議は大原三位に剣馬及金を賜ふて、兵庫に赴き、應接せしめ、薩藩士岩下佐次右衛門、大久保一藏に護衛せしめられんとの事なりしも、一橋中納言は、これを沮み、壹岐守大に辯論せられければ、議いまだ決せず、是夜主上は御寢ならざりしといふ。〔七年史〕

會津側の記事は、更らに次に及んでゐる。

〔三一〕 條約勅許の經緯 (二)

十月五日は、四日よりの評定が、更らに一層の緊切もて行はれた。
五日一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、小笠原壹岐守連署奏請して曰く、

此程不計外國人兵庫港へ渡來仕り、條約の義改めて勅許有之候様申立、若

し幕府に於て、取計兼候は、闕下へ罷出、直に可申上旨申張、種々力を盡し應接仕り、来る七日迄は、相控候得共、何れにも御許容無之候ては、退帆不仕、去迎無謀の干戈を動し候得ば、必勝の利無覺束假令一時は勝算有之候共、我一孤の地を以て、西洋各國を敵に引受候時は、幕府の存亡は姑く差置き、終には寶祚の御安危にも相拘り、萬民塗炭の苦を受け可申、寔以不容易義にて、陛下萬民を覆育被遊候御仁德にも相戻り、終に治國安民の任を荷ひ候職務に於て、如何御沙汰御座候共、施行仕候義、何分にも難忍奉存候。右之處篤と思召被爲分、早々御勅許被成下候様仕度、左候得ば、如何様にも盡力仕り、外國船退帆仕候様、取計可申奉存候以上。

以上一橋以下の奏請の單に條約勅許問題のみを陳じて、兵庫開港問題に及ばなかつたのは、兵庫開港は、至尊の尤も好ませ給はざる事を熟知し、故らに其の難きを避けた爲めであらう。其の證據は、一橋慶喜の自から語れる所に徵して之を知るに餘りありだ。〔参照 三〇〕

諸藩士會

五日朝議輒すぐ決行せば、物議紛擾せん事を慮り給ひて諸藩士の國事に關係せる者を召されけり。加賀、薩摩、肥後、肥前、越前、因幡備前、土佐、久留米、柳川、津、會津、桑名等の藩士二十餘人を、虎の間に召して、其議を御尋あり。議奏傳奏右に列し、一橋中納言、肥後守、越中守、壹岐守左に列し、正面少く御簾を揚げ、親王、關白、攝家、公卿皆從ひまゐらせけり。

如何にも其の會議の様子が眼前に活描せらるゝ。

二條關白殿より、傳奏に命せられ、傳奏又一橋中納言に傳へて、諸藩士をして、席を進ましめ、各其の意見を陳べしむ。肥後藩士上田久兵衛が曰く、朝廷より幕府の無禮を責めらるゝは頗る失體に似たり。幕府は時勢に従ひ、外國と和親を結びしに、十餘年來頻に其の執政を黜陟せらる。此の如くなれば、國家の基本確立せずして、終に外夷の術中に陥らん。願くば今日以來永く三港を開くを許し、兵庫は人心最不服なれば、斷然謝絶せらるべし。

以上は肥後藩上田久兵衛の意見。當時の肥後は、長州再征の先鋒たらんことを

肥後藩士會

幕府に請うたる程の、熱心なる佐幕的傾向であつたから、其の代表者が、上記の如き議論を吐くも、不思議は無い。

會津藩外島機兵衛が曰く、所謂攘夷とは彼來れば則ち擊つをいふの名なり。然るに海外諸國の我港に来る、固より時日を限るに非ず、隨て攘へば隨て來り、終に萬平の期なかるべし。されば苟も攘夷の端を發けば、宜しく進て、彼の巢窟を衝くの大計なかるべからず。此事を爲さんには、海軍の充實を要し、海軍の充實は、開港互市して、有餘を損じ、不足を補ひ互に利益を得るより生ずべし。

これも會津藩の代表者としては、然る可き意見だ。

土州藩澤田（別本津田に作る）斧太郎年少にして才氣あり、西洋の説に基き、天地間の道理を陳べて、彼我の別無きを辯じ、和漢歴世の盛衰利害を論叙する事深し。

諸士の議論は、尙ほ未だ盡きず、更に以下に歴叙す可し、要するに、當時の京都

土州藩士

意見

會津藩士

意見

は、一橋、會津を中心として、それに附和する諸藩之を羽翼し、その系統以外に特立したるものは、獨り薩藩のみであつた。然も薩藩は未だ公然反幕の鋒銳を露さず、寧ろ虎視眈々の情勢を示すに過ぎなかつた。

小笠原壹岐守意見

評定は遂ひに小笠原壹岐守をして、發言せしむるに至つた。

壹岐守進んで曰く、諸君の議、一々感服せり。今盡く外人の言を拒むも、彼必ず承諾すまじければ、三港を彼の請に任せ、兵庫を許さざるの決心を以て、應接せば、彼頑然たるも、承諾せざるの理無し。譬へば鳥を逐ふに石を擲んとするの状を示せども、鳥必しも逃げざるも、實に石を持ちて、鳥に向へば逃ぐるが如しと。

【三】 條約勅許の經緯 (三)

薩州藩士意見

而して單り薩藩の代表者は、左の如く論出した。

薩州藩大久保一藏は、更に英人を諭して、退去せしむべきを主張して、應接の朝命を、其藩に下されん事を請求しければ、備前藩花房虎太郎、其議を賛しきり。

此處に大久保云々の記事あるが、當時薩藩の代表者として、召命を被りたるは、内田仲之助、大久保一藏、井上大和の三人であつた。されど大久保彼自身は、此席には出頭せず、恐らくは薩人側の代表者としては、内田仲之助であつたことと察せらるゝ。それは大久保の西郷、簗田兩人に與へたる書中に、

一五日朝、傳奏より周旋方就御用向、内田仲之助罷出候處、異舶一條付、存慮御尋と申事。

と記し、自身の事には及んでゐないを以て判知る。尙ほ大久保當人が、此際暗中には、大飛躍を爲したる始末は、別に記する所あるであらう。

衆議決するに至らざるも、許容を可とする者多かりけり。尹宮は壹岐守が、應

尹宮勅許
奏請

接は幕府に委任ありたしとの説を贊して曰く、今幕府を措き、諸藩に勅して、外人に應接せしむるは、徳川氏累世の功業を棄つるにひとしく、忍びざる所なり。此事の如き幕府に委任するも、猶外人を退去せしむるを得べしとて、坐を起ち給ひけるが、獨り御前に參りて、奏聞せられけり。

其言に曰く、今若し開港を御許しなくば、兵端を開き、攝海京師より延て伊勢の大廟も、全きを得ざるに至らん。速に御英斷あらせられん事を願奉ると。主上は更に公卿以下を御前に召して、其議を聽き、親裁せんとの御事なりしに、宮の曰く、昨日以來衆議紛々たり、幾回辯論を重ねるも、空しく時日を費して、其効なかるべしと奏し給ひければ、主上は御許容ありて、宸翰を賜はりけり。宮は再び坐に還り給ひ、やがて袖中より一通の書を出されけり。宮の曰く、是れ宸翰なり。よろしく拜見すべし。其御書に曰く、

「備熟考候に、官武之議論、透聽處、實以不容易義、時刻を移し候ては、取戻し不相成及場合、左候へば從神宮連綿之皇統、忽廢絶候ては、朕一分之義にては

勅書

將軍に勅書下賜

決て無之、於朕代右様之處置候ては、實以申譯無之、恐懼不_レ過之候。且萬民塗炭之苦患は眼前、左候へば是亦不_レ忌見聞、實以痛心候。此上は一橋始申出候に任せ候外無之、實に差向難默止次第、推察にて可承服候事。〔七年史〕若し此の勅書が事實とせば、寃に以て恐れ入りたる次第だ。

又異議するもの有べきならねば、是夜遂に大將軍に勅書二通を賜ふ。其一に曰く、

條約之義御許容被爲在候間、至當之處置可致事。

別紙之通被仰出候に付ては、是迄之條約品々不都合之廉有之、不_レ應収虛候に付、新に取調伺可申、諸藩衆評之上、御取極可相成事。

但兵庫之儀は被止候事。

同第二

此度兵庫表に異船渡來に付、昨四日大樹より一橋中納言、松平肥後守、松平越中守、小笠原壹岐守等を以て、段々遮而言上之次第有之、徹夜至今曉、追々

議論、今日諸藩士をも被爲召、御諮詢之上、十に八九御許容にても可然旨、衆說暗合、誠不被爲得止、別紙之通被仰出候事。

以上が會津側の立場から見ての條約勅許の顛末だ。

勅許通告
六日大將軍は閣老松平伯耆守宗秀、大目付永井主水正を兵庫に遣して、外國人に條約勅許の旨を達し、横濱にて締結すべきよしを告げしめたり。〔七年史〕

松平容保の盡力

初め我公(松平容保)攘夷のなすべからざるを知り、守護職に補せらるゝや、先づ書を幕府に上り、三港(長崎、函館、横濱)を残し、他を拒絶せん事を建議す。既にして上京就職するに及び、大勢の已むを得ざるを洞察し、遂に意を決して之に賛同す。是時に當りて朝廷當路の人々も、亦攘夷の爲し難く、開港の已むを得ざるを知ると雖も、前説を變ずるの誹を憚り、輒く之に賛同せず。我公依りて公用人をして諸藩の有志者に遊説せしめ、遂に十餘藩の會議となり、開港の勅許を蒙るに至る。公此事に關して前月二十五日より是日に至るの間馬を馳せて伏見に赴くこと二回、其他公卿の間に奔走すること十日間、殆ど寝食を安んぜず、之に依りて公が蒲柳の質、特に病餘の勞軀

を以て此劬勞をなす。家臣等或は遂に堪へざらん事を深く憂慮せり。〔京都守護職始末〕

〔三三〕 朝彦親王側の記事 (一)

將軍上京

決定

一橋慶喜、及び會津側から見たる條約勅許の顛末は既記の如し〔參照 三〇一三二〕。更らに首を回らして、朝廷側より見たるものと、薩藩側より見たるものとに就て語らしめよ。而して朝廷側として、第一に參稽す可きは、朝彦親王御日記だ。

十月四日

一大樹今日二條城へ上京之旨、恵十郎(川村)、柏崎(才二)等參り注進之事。先都合宜敷方に存候事。

一 川村惠十郎參彌大樹今日上京に治定旨申出る。
 一 會柏崎才一同斷之義申出る事。
 一 右府(徳大寺公純)より廻達到来、右は大樹上京之旨、關白殿より之書面に候事。如例九條へ令傳達候事。

一 土藩山田駿馬、米(久留米)藩久徳與十郎等參、何分此所にて三港御免願度旨申出る。先承知、關白へ可申旨申置事。
 一 淺井新九郎、山田駿馬、久徳與十郎等參る。右は關白殿參り候處、予委細可申入、關白殿より被申候由に付、來候事。
 一 先三人令對面候所、從幕願之通聞濟に相成候様、三藩よりも願候旨依猶其旨參内之上、關白へ可申入答候事。

此れにて見れば、土佐、久留米、肥後諸藩の代表者は、何れも幕府側の意見を朝廷に御採納在らせらる可く、二條關白と朝彦親王との間に運動し、遊説したることが判知る。

- 一酉刻(午後六時)頃より參内、一同に候事。
 一御前迄に一同、武家面會、御すきぎき也。

個條

個條申出

兵庫夷船不仕退帆、あまつさへ可開。兵端模様に付、是非恐入候へ共、是迄於幕許置候ヶ所三港(横濱、長崎、箱館)御許容相願度、左様相成候へば、兵庫退帆可仕、さも於無之者、甚だ恐入候次第、實に□□をも、外夷には不構、撫殺に相成、其節和に相成候ては、彼之屬國と可相成、誠に口惜しき次第、何分明朝迄に、御返答伺度旨申出る。少々議論有之候事。尤一、會桑、小笠原等也。

御透聽とあれば、正に是れ御前會議も同様の事である。上は關白、親王下は會桑藩主、小笠原壹岐守までの大評定。而して上記に就て察すれば、如何に幕府側にて危言激説したるかは察するに餘りある。一橋慶喜が、威しつ、賺しつと、自から語りたるより以上の文句が、飛び出したることが判知る。

先言上にて歸座候事。

衆議之處、内府(近衛忠房)申條、焦土且戰爭等無く退帆候様申す。焦土之儀は、去月二十九日關白予兩人申出候處、右府(徳大寺公純)以下困り、吳々も左様ならず盡力と一同口そろへ被申。

武家側は先づ關白と朝彦親王とを動かし、親王と關白とが、更らに自餘の公卿を動かしたる順序だ。

十月四日五日分

朝議行詰
今日も一同同様之模様、譯無く退帆可致様も無く、途方に呉れ候外無之、衆議に時剋を移し困り候。

如何に朝廷の評定が行き詰まりとなつたか、察せらる。

關白被申るゝに、只今以兵威朝廷に迫り奉候段、實以恐入、且外夷も於兵庫港張兵威、七日期限相立候へば、速に可戰旨、其邊幕より朝廷に迫候とて、三港御免難相成、公家も不承知、諸藩にも不承知者可多かる、仍而御許容難相成と、再三應對、一會桑、小笠原等は不承知、御免に相成候様、再應押して言上、六ヶ敷次

第及天明

朝議録

承知、不承知、武家と公家、論議天明に及んで、未だ決せず。天明とあるは四日の夜より五日の朝に及んだとのことだ。如何に議論の沸騰し、且つ同一論點を繰り返し、捲き返し、行きつ、戻りつしたる模様が察せらるゝ。要するに公家の意見は、戦争は好まず、さりとて條約勅許も好まず、而して何人も自から其の難局の衝に當らんとする者も無い。武家は條約勅許乎、戦争乎の一點張りにて、強ひて勅許を得んとした。

【三四】 朝彦親王側の記事 (二)

大原を召す

大原を被召於御學問所、關白以下兩役立合、昨夜來之咄候處、不承知於幕退帆致させ候様急度御沙汰被爲有候而可然旨申。仍て一(一橋慶喜)へ可及應對旨